

平成 2 2 年第 7 回定例会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成22年第7回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成22年 9月17日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成22年 9月28日 午前10時00分

閉会日時 平成22年 9月28日 午後 4時00分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	学校教育課長	房田敏彦	○
総務課主幹	川口昌志	○	社会教育課長	徳田博一	○
行政経営推進室長	金一昇	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
企画財政課長	斉藤善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋吉伸	○	選管局長	林伸行	○
住民生活課長	山口善勝	○	選管次長	川口昌志	○
住民生活課主幹	伊藤同	○	監査委員事務局長	長良英俊	○
保健福祉課長	鶴田憲治	○			
保健福祉課主幹	山田英孝	○			
特養園長	鈴木悦郎	○			
特養主幹	清野敏幸	○			
産業課長	深田知明	○			
産業課主幹	小野寺祥裕	○			
建設課長	上野安男	○			
建設課主幹	江草智行	○			
会計管理者	酒井操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤泰広	○			
企画財政課財政主査	横山智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	長良英俊	○	事務局主任	中橋育美	○
事務局主査	石川篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 谷川 忠雄 3番 茂呂竹裕子
2			諸般の報告	
3	同意	3	津別町教育委員会委員の任命について	
4	議案	7 3	津別町農林業関係事業分担金徴収条例の制定について	
5	〃	6 6	津別町老人福祉寮条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	6 7	津別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について	
7	〃	6 8	平成 2 2 年度津別町一般会計補正予算 (第 3 号) について	
8	〃	6 9	平成 2 2 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	
9	〃	7 0	平成 2 2 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	
1 0	〃	7 1	平成 2 2 年度津別町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	
1 1	〃	7 2	平成 2 2 年度津別町上水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	
1 2	認定	2	平成 2 1 年度津別町一般会計決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	認定	3	平成21年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
14	〃	4	平成21年度津別町老人保健事業特別会計決算の認定について	
15	〃	5	平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
16	〃	6	平成21年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
17	〃	7	平成21年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について	
18	〃	8	平成21年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
19	〃	9	平成21年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
20	〃	10	平成21年度津別町上水道事業会計決算の認定について	
21	意見書案	6	道路の整備に関する意見書について	
22	〃	7	B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書について	
23	報告	9	平成21年度財政健全化判断比率の報告について	
24	〃	10	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告について	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

2 番 谷 川 忠 雄 君 3 番 茂呂竹 裕 子 さん

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） 諸般の報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

きのうから本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する説明員の職、氏名は、きのう配付のとおりであります。職務の都合により一部異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

次に、日程に入ります前に、町長から行政報告について追加の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） おはようございます。ただいま発言のお許しをいただきましたので、追加して行政報告をさせていただきます。

まことに残念な報告ではありますが、去る9月9日、津別町自治功労者、冨田護様のご逝去されました。故人は、永く交通指導員として交通安全思想の普及と街頭指導等により、地域住民の安全確保に多大な貢献をいただきました。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） これで追加報告を終わります。

本件についてはご了承願います。

◎同意第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第3、同意第3号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第3号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

前任者の辞職に伴い、平成20年9月21日に議会に同意をいただき、津別町教育委員に任命されました松田真理氏の残任の任期が9月30日をもって満了することから、引き続き津別町教育委員会委員として任命いたしたく議会の同意を願うものであります。氏は、昭和36年11月1日、訓子府町生まれの48歳で、北見市内の高校を卒業後、相模女子短期大学に進学し、大手民間会社勤務を経て、ロマンス製菓株式会社現代表取締役であります松田一生氏と結婚され、現在は津別町字豊永64番地45にお住まいであります。二人のお子さんにも恵まれ長女は大学3年生、次女は津別中学校の3年生で現役の保護者でもあります。何事も積極的な性格と笑顔を絶やさぬやさしい人柄は、本町の教育行政に欠かせない人材と判断し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、再任の提案をさせていただきましたので、ご同意いただけますようお願いを申し上げます。なお、任期は平成26年9月30日までの4年間となります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎議案第73号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第73号 津別町農林業関係事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第73号 津別町農林業関係事業分担金徴収条例の制定についてご説明申し上げます。

はじめに、条例制定の理由であります。近年、エゾシカによる農作物等の被害が増加してきている現状から、鳥獣害被害防止特別措置法に基づき、本年、被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業、シカ侵入防止柵設置事業であります。本年より3か年計画で実施することとしたところです。当該事業の実施にあたり、当該事業の費用に充てるため地方自治法第224条の規定に基づき、分担金の徴収に必要な事項を定めようとするものであります。

それでは、条文の内容について説明申し上げます。条例の名称につきましては、津別町農林業関係事業分担金徴収条例であります。第1条の趣旨であります。前段申し上げましたとおり、津別町が行う農林業関係事業の費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金の徴収に関し必要な事項を定めようとするものであ

ります。

第2条の定義であります。この条例におきます農林業関係事業とは、津別町が実施する農林業事業のうち、津別町土地改良事業分担金の徴収に関する条例に定める事業以外で町長の指定する事業とするものであります。

第3条の分担金の額であります。分担金の額は、別表に掲げる事業区分ごとに当該事業に要する費用の額に、同表に定める率を乗じて得た額とするものであります。別表の表をごらん願います。事業名につきましては、エゾシカ進入防止柵設置事業とし、受益者負担率につきましては20%以内としております。なお、今回は、シカ侵入防止柵設置事業のみとしておりまして、今後、該当事業が生じた場合につきましては、条例改正を行い追加していくこととしております。

第4条の納付義務者であります。分担金は当該事業によって利益を受ける者から徴収するものであります。

第5条の徴収であります。分担金の徴収については、その都度町長が定めることとしております。

第6条の延滞金であります。分担金を納期限までに納付しない場合は、延滞金を徴収することとし、第2項において、延滞金の徴収は、津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例を適用することとしております。

第7条の納期日の変更及び減免等であります。天災等により分担金の納付が困難となった納付義務者に対し、納付の変更、延滞金の減免、さらには徴収の猶予、減免について規定しております。

第8条は、委任について定めたものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長(鹿中順一君) 日程第5、議案第66号 津別町老人福祉寮条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(山田英孝君) ただいま上程になりました議案第66号 津別町老人福祉寮条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由で申し上げましたとおり、老人福祉寮の内部改修により、居室が12室から8室になることに伴い、定員の数の見直しが必要となることから、第4条に定めております定員の12名を8名に改正するものであります。なお、現在老人福祉寮の入居者は7名です。今後、欠員となっております1名については、公募をして入居者を募集する予定にしております。また、利用料については、現行4月から10月の夏の期間が3万6,000円、11月から3月の冬は4万3,900円であります。この金額の算定は、生活保護法に定める生活扶助や住宅扶助などの基準をもとに定めており、低所得者で住宅に困窮している方を優先的に入居している経緯から、使用料については据え置いて考えております。

附則におきましては、この条例は平成22年11月1日から施行するという内容です。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今回の改正におきましては、以前にも内部改修をして手狭な部分を広くするというので、定員を12名から8名にすることは、私どもも理解していますし、よかったなと思います。それで、ちょっと現状の今の説明が主幹のほうからありましたけど、7名で1人欠員ということで、過去においては結構入居したいという希望者がいて入れなかった状態もあったわけですが、最近はあまり入居希望がないのか、あまりそんなに満杯にならないということで、むしろ1人欠員だということで、そんなに今は求めて来る人がいないのかなと思っているのです。この建物自体は、過去、小南さんが町長のとときに、確か町独自で高齢者の対策として津別にやっぱり老人の方に残ってもらいたいということから、いろいろな困窮の人たちをいろいろ考えた中で当時つくって、過去にも増築して、これはいい施設だなということで結構お年寄りの方からも津別独自のこういう施設があっていいなということで、我々もできるだけこういう施設は、やはりケアハウスもあるけど中間施設として町としてもこういうものをずっと存続しながら拡大していただければいいなという希望があったわけです。今回たまたま広がったということで結構なことなのですが、ちょっと聞いておきますけど、どの程度、私ちょっと見ていないのですが、さっきの説明もあったのですが、どの程度広がったのか、ちょっとだけ説明してほしいと思います。

それから、今までこれ1人ですね、単身者ばかり。この場合、今度夫婦でも入居可能なかどうか、そういうことも広がってそういうことも考えられるのか、それから利用料は今聞きましたけども、今の説明では住宅困窮の人だとか、そういう方を優先させて入居させていくということが一つの考えを持っていますけど、たまたま津別に住宅困窮でなくても同居している中でも結構入っている人もいるし、入りたいという人もいないわけではないのです。そういう方々が今度広がって、少しは手狭よりも誰か来ても泊まれるような状況になれば、また入りたいという希望者も私は出てくるのではないかと思うのです。まだ皆さん知りませんから、入っている人たちは広がったと今言っていますが、一般の人たちはあまり知らないです。そういうこと

を考えると、定員はいいのですが、こういう施設をこれからどう考えていくのかということも、ひとつ町長なんかにも私聞いておきたいのです。やはり、こういうものは、私は、ぜひひとつ、これからもぜひ検討していつてもらいたいという施設であるので、その辺もあわせて町長の見解もこの機会に聞かせてほしいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま白馬議員からご質問のあった広さ等について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

この施設は、昭和 50 年と 53 年に建築をされた福祉寮です。それで、現在の居室ですが、それぞれ夫婦部屋が 1 室ありますが、この夫婦部屋は 15.79 平米です。そのほかの 11 室は、12.28 平米ということで畳数で言ったら 6 畳の広さになります。今回改修をされました居室の広さですが、2 室を 1 室にという形にしましたので、若干、面積が広くというか、全部が同じ面積ではありませんが 24.59 平米が面積であります。ですから、畳数から言ったら 12 畳ぐらいの広さになったということで、壁等も明るくなって、床も畳だったのですがフローリングにして、非常に明るい部屋に改修されたのではないかなというふうに思っております。

設備としましては、火災発生時のスプリンクラーを設置をしたのと、あと緊急時の通報装置、今までもついていたのですが、ナースコールも新しく設置をしております。従前はドアだったのですが、それを引き戸に改修をして出入り等の利便を図ったのと、居室には、ストーブのほか押し入れ、仏壇用の棚だとか照明器具も新しくなったところであります。

それで、あと夫婦部屋でも可能なのかということですが、面積的には従来の夫婦部屋よりも広い部屋になりましたので、夫婦部屋でも可能ではないかなというふうに思っております。面積と改修後の広さ等については以上であります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私も半分出来上がったので半分側を見てきたのですが、非常に快適で、来月所管の委員会の町内視察もありますので、そのときもぜひ見ていただこうかというふうに思いますけれども、以前、毎年、年が暮れるときというか、

忘年会に行っているのですけれども、そのとき部屋を見たのと、今回の比較をしますと雲泥の差があります。広すぎて落ち着かないなという感じを言っていた方もおったのですけども、夫婦も十分そこで入れるような形になったかというふうに思います。これは、あまりにも狭くてひどいということもあって、たまたまきめ細かな臨時交付金というのがあって、それを活用させていただいてやったわけですけども、この手のものをまた別につくる、恐らくあれを見られると、いいなということで希望者もふえてくるような感じもしないでもないのですけれども、現段階では過疎計画にも物せていませんし、総合計画の中でもこれというふうには書いておりませんが、とってとれないことはないかもしれませんが、当面は、今建設始めました町有住宅のひとり暮らしの方たちが優先的に入れるように旭町と本町で建設をしていますので、そういう住み替えも含めてやっていきながら、そういう中で需要だとか、そういうものを勘案しながら、必要だなというものが出来た場合は、また資金的なことも考えながらご相談させていただこうかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今の町長の考え方である程度、今、急に言ってどうだということにもならないし、将来的なこともあるので私聞いたわけですけど、従来から見たら雲泥の差があるぐらい明るくて快適で大変いいと。そして担当者も夫婦の1室よりも広くなって、今後夫婦も可能な部屋になるということで、これ今までの福祉寮を見ますと、確かに入っている人たちはテレビと何か物を置いたら、とってもあんなところに人も呼べないし、泊まることもできないし、あれじゃあということで我々も何回か議会にそういう声を投げかけて今回やったわけで、今の町長の答弁を聞いても、今度はかなり立派になって、明るくなって、過ごしやすい部屋になったからということで、私は恐らく、これがもし入っている人たちの声とか、また周りの声から聞いて、ああいうところもできるのであったら、町独自で本当にああいう施設も拡張するなり、また考えてもらいたいなという声は私は希望として出てくると思いますし、前からそういう希望は私は聞いているわけです、個人的には。ですから、きのうも一般質問であったけど、高齢者が今津別から相当子どもたちのそばへ行くということで、北見だ

とかあちこちに今結構移住している人が多いわけです。やっぱり住宅難よりも一番の理由は、病気で通院できないから北見に行っちゃいますよという人も多いのですが、中にはケアハウスに入れたい、住宅も古くなって、ああいう施設があれば夫婦で入りたいという希望者も私は声としては聞いておりますし、やはりこういう施設が本当に津別の中でももう少し面積も必要かもしれないけど、あれば私はもっといろんな面で福祉寮の価値観というのは十分生かされていくのでないかなということ、ぜひひとつこの現状を見て、またこの施設が好評になったときに、そういう声が出てきたときには、そういうことも必要に応じて考えなければならぬかなという感じは持っているわけです。それで今町長に伺って、当面は公営住宅とか町有住宅でいいのですが、やはりぜひこういうものも検討に入れて、せっかく今回広くしたので、そういうことを十分考えた中で財政がゆとりのあるうちに、そういうこともぜひひとつ町長の公約の中に入れてくれとは言わないけど、この4年間で私はそういうことも言っていきたいと思いますので、ぜひひとつ、もう一度前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど私、視察、来月と言ったのですが、まだ10月になっていけませんので、来月ですと10月になっちゃいますので11月の視察のときに、そういうものを入れていただければというふうに思っております。

町の福祉計画だとか、いろいろな福祉関係の計画いろいろありますので、それらも中に書かれていること、そして連動するもの、そういうものも考えまして、できることはしていきたいというふうに考えておりますので、公約に入れるかどうかはちょっと別にしまして、今立てられている福祉計画のもとに順次進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） ここ、12名を8名に改めるということで、部屋数を減らして、前はちょっと違う人だったかと思うのですが、こういうのでただ8名に改めると言って、仮に全部が出ると、ここは16人入るといふことでもあるといふことで、1

部屋1というのか、そういうふうなとらえ方をする。ここの条例も見たのですが、福祉寮の定員は12名とすると、ここを変えるのですよね、8名とするに。これは夫婦で使用する場合は1名とみなすというか、何ていうかわかりづらいものになるのかなというふうに思うのですが、以前はずっとあった一番奥のところにきちっと夫婦部屋と書いてあったのです。こういうのって居室とするのか細かなことなのですが、どうなのかなと、ふと。入りたければ2人でも入れますと言って8部屋の中に1人だったり、2人だったりというのは、こういうふうなことで、ちょっと疑問に感じたので、よければいいのですが、教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま篠原議員のほうからご質問ありましたが、今言われましたとおり第4条の定員の中で、ただし、夫婦で使用する場合は1名とみなすということで、ただし書きで、夫婦の場合は定員は12名だけど夫婦の場合は1名とみなすという、そんなような表現でこの定員の部分を定めて、この条例で定めております。

定員の一つの考え方なのですが、通常の場合は、最大人数の目安という意味が定員の中にあるというふうに思います。乗用車やバスなどの保安定員というか、座席定員としての性格のほかにも、福祉施設の設置基準のように面積に応じて決定されるというような、そういったような定員もありますが、今回、この老人福祉寮の定員の改正の部分ですが、部屋数、おっしゃられるとおり部屋数の12室が8室に変更するというので、部屋数に合わせた定員の定めになっているのがこの福祉寮の条例です。逆に、例えば最大見込んだ16人という定員にしてしまうと、逆に誤解が生じてしまうのではないかなというようなことで、この今までの条例をそのまま部屋の数を基本とした定員ということに、この条例のまま生かしていこうというような、そんなような判断をして12名から8名という、そういう改正を行おうとするものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 条例なので、例えば1室空きますよね、1名募集しますというふうにしたときに、ただし夫婦でも可ですとか、そういう公募の方法をとると

ということですか。あまり一般的に聞いたときに、人と部屋と同じような表現というのはどうかというふうに思ったのでちょっとお聞きしました。わかりました。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（嶋田憲治君） 先ほど主幹のほうからお話しましたように、定員の考え方としては、恐らく最大数を入れるのが一般的な定員の考え方かと思えますけれども、先ほど申しましたように、あくまでも部屋を基準にただし書きで整理をするということで、今回の定員については整理をさせていただきました。これまで今 50 年、53 年というお話をさせていただきましたけれども、これまで夫婦でお入りになった方というのは 1 件ほどあります。大多数が 1 名の入居というふうなことでありますので、白馬議員からも、今後ああいう施設になると夫婦の方で入る方も恐らくふえるのではないかというご指摘もありましたけれども、これまでは単身で入る方がほとんどでありまして、夫婦というのは本当に珍しいというような形でありましたので、逆に最大数の 16 ということで通ってしまいますと、主幹が説明しましたように、ちょっと違う誤解だとか、そういうものが生じてもまた困るということで、あくまでも部屋の数を基準に今回は定員を定めさせていただいて、ただし書きで夫婦でも可能ですということで、そこで整理をさせていただくということで、そのようにちょっとしましたので、そういうことでどうかご理解をいただきたいというふうに思います。

募集の際にも、その辺は誤解のされないような表現で募集をかけるようにしたいと思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 67 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第 67 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてご説明を申し上げます。

説明にあたりましては、去る 9 月 3 日の全員協議会において詳細について説明を行い、全員協議会でご意見のあった内容を踏まえ、同月の 13 日、14 日の議会委員会においてご協議、報告をさせていただいておりますので、簡潔に提案をさせていただきたいと思っております。

津別町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましては、提案理由にもありますように、平成 22 年 3 月末で失効の過疎法については、過疎法の過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域からの立法措置を求める強い要望を受け、国におきまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が取りまとめられ、議員立法として 3 月上旬に国会に提出され、衆議院、参議院いずれも全会一致で可決され、3 月 17 日公布されたものであります。

この法律の概要につきましては、全員協議会の中でもお話をしましたように、現行法の執行期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 6 年間延長したこと。それから、平成 17 年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加したこと。それから 3 点目といたしまして、過疎地域自立促進のための特別措置の拡充ということで、地域医療の確保をはじめとする、いわゆるソフト事業への拡充を図ったこと。4 点目といたしまして、過

疎対象事業債の対象施設の追加ということで、図書館、認定子ども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加したこと。その中で、小中学校の校舎等の統合要件を撤廃したことがあげられまして、平成 22 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。法成立にあたりまして、本法律施行後すみやかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後 3 年を目途として、その検討結果や平成 22 年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況を勘案し、必要な措置を講ずることとした附帯決議がなされたところでございます。

次に、この間の計画策定の経緯についてでございますけれども、4 月 28 日に都道府県過疎担当課長会議が招集されまして、過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等についての考えが示され、私どもとしても 9 月定例議会提案に向け、大変ハードな策定作業となったところでございます。この間、北海道におきましては、過疎法第 5 条第 1 項に基づきまして、該当市町村の意見を聴取し、過疎地域自立促進方針を定められ、これを受けて市町村において 8 月 30 日付で過疎法第 6 条第 4 項に基づき、北海道との協議が今般の市町村計画につきまして協議を了したところでございます。このため、北海道知事からの同意通知がありましたことから、過疎地域自立促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決をいただき計画を定めるものであります。

次に、本計画案の策定にあたって、第一に本町の人口につきまして、昭和 35 年に 1 万 5,676 人を数えましたが、平成 17 年度の国勢調査では 6,222 人、今後の見通しとしても、本年、国勢調査年となっているところでございますけれども、過疎化が進む必至な状況となっているところでございます。第二に、これまでの計画を踏襲しつつ、過疎法第 6 条第 3 項に基づき、本計画と始期を同じくする本町の最上位計画である第 5 次総合計画に掲げる計画事業及びプロジェクトの実行と連動するものとして位置づけるものであります。

次に、別冊の 13 ページを見ていただきたいと思います。別冊の計画案の 13 ページに、自立促進の基本方針について記載してございます。この基本方針につきましては、第 5 次総合計画の基本構想である「田園工房のまち・つべつ」を目指す基本方針としているところでございます。自立促進の方向といたしましては、ここで記載をしております新時代をひらく取り組み、全国・世界を視野に入れた取り組み、ソフト重視の

取り組み、町民主役の取り組み、連携のとれた取り組みを方向性として定め、各分野の特に重点を置く施策の考え方の骨格について、部門別基本方針を産業、起業化の促進、環境の促進、福祉・医療、教育文化について具体的に検討し記載をしてございます。

次に、17 ページの上段に、先ほど前段申し上げましたとおり、計画期間を平成 28 年 3 月 31 日までの 6 か年としたところでございます。

最後に、戻っていただきまして 10 ページに財政の状況を記載してございます。本町の財政状況につきましては、平成 12 年より交付税総額の減少により、自主財源の比率は逡減傾向となっておりますが、地方間格差是正、活力ある地方をつくるための施策等により交付税が近年措置されたことから、平成 17 年以降は微減という状況になっているところでございます。今後、人口の減少に伴う税収の伸び悩み、国の財源不足に伴う交付税の減少、将来を見据えた少子高齢化対策、地域活性化・住生活環境整備事業等の投資事業が控えており、財政状況が厳しくなることも想定をされ、今後の行政運営にとっては効率的・効果的な財政運営が課題となっているところでございます。また、地方債の現在高については、年々減少していく状況でございますけれども、今後も経常経費の削減、交付税措置等のある有利な起債を充当することなど、実質公債費比率を見据えながら、健全な財政運営が肝要となっているところでございます。

以上のことから、先に触れましたように、始期を同じくする本町の最上位計画であります第 5 次総合計画の実効性を高め、補完していくための財源確保を主たる位置づけとし、本町の過疎対策に充てていきたいと考えているものであります。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認くださるようよろしくお願いし、説明とさせていただきますと思います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 1 点質問させてください。39 ページの⑤の重点事業の概要というところに、事業名として下のほうに認定こども園というのがあるのですが、私もこのところ、うちの町が認定こども園を目指すというお話が何度か聞かれたものですから調べてみたのですが、この認定こども園というのは、民間が経営

をして保育行政と、それから今言われている幼保一元化のほうに向かっていくということはわかるのですが、行政とのかかわり、今までは保育所関係は町が募集をして、そして決めて、そして保育料等もずっと決めてやってきましたけれども、この認定こども園になる場合は、そういう関係はどういうふうになるのでしょうか、私の押さえとしては、その経営者と保護者との契約で成り立つというふうに押さえていて、今、全国の保育関係の人たちが反対の声を上げているところもあるのです。うちの町でそういうことがどういう形でやられていくのか、その概要でも今描いているものがあるとすれば教えていただきたいのです。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） 今、茂呂竹議員からの認定こども園に対するご質問ですが、おっしゃられるとおり幼稚園と保育所とが統合となった新たな幼保一元化の施設ということで、認定こども園というふうに言われておりますが、保育所一つとった場合の行政とのかかわりなのですが、この認定こども園が、例えば社会福祉法人等が運営をするといった場合でも児童福祉法の中で保育にかける子どもさんを措置をするというのは、行政というか市町村長の自治体の責務となっておりますので、あくまでも、例えば新しくできる認定こども園に入所されますよという、そういう決定は市町村長が行うということになりますので、そういう形で今度は決定になれば市町村長が、その運営法人のほうに子どもさんをお願いをするというような、そういう形になりますので、まるっきり行政から離れるだとか、そういう形にはならないのではないかなというふうに判断をしているところです。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 福祉法人ということイメージして今おっしゃられているということで、ちょっと安心なところはあるかなというふうに思いますが、保育料の件は、先ほど申し上げたと思うのですが、それは町が決定してお願いするということになるのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） 今、保育料のお話ですが、国のほうでも保育料のそういう基準がございますので、市町村長が勝手にこの料金を決定するというように

はならないと思いますので、あくまでもその基準を参考としながら市町村長が決定をするというような、そういう形になると思います。ですから、ただ、法人等で運営をしていく場合は、今度、自主的なクラブじゃないのですが、その保育以外の部分で、例えばどこか旅行に行くだとか、そういった経費等やなんかの部分は変わってくる部分もあると思いますし、給食だとかおやつ代金、そういった部分は施設によってもまた、給食は中だと思えますけど、おやつ代金やなんかは別徴収になっている施設もありますので、その辺の違いという部分は出てくるかなというふうに思いますが、保育料そのものについては市町村長というか、そこの中での決定になるというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 今、津別町はどこの町よりも多分すごく低い保育料で、働くお母さんたちやその子どもたちの安全ということで手を尽くしているというふうに思うのです。でも、この国の言う認定こども園になると、例えばD7段階では保育料が7万何ぼとか、6万幾らとか、そういうふうないわゆる国の基準のほうにいつてしまうのかなというふうに心配があるのです。今までは町が手厚くしてきた部分から手を離れてしまうというような危惧を私は持っているのですが、その辺はどういうふうに、一般的ないわゆる国の基準の保育料、厳しい所得に応じた保育料になっていくというふうに私は押さえているのですが、その辺はどうですか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鵜田憲治君） 今、津別町のへき地保育所の保育料につきましては、議員おっしゃったとおり、かなり低く抑えているというふうに思っております。御存じのように施設も老朽化していますし、それから給食等のそういう準備もしていませんので、そういうことで決して子どもさんにとっては十分な環境でない中で保育をしているというのは、そういうちょっと思いもありまして、なかなか保育料を上げるに至らないというのが現状でこのところきているわけです。仮に、認定こども園になった場合につきましては、補助金等の関係も当然出てきますので、国が定めた基準に従いながらやらざるを得ないというふうにそれは考えております。だから今の額よりは、当然そうなれば給食も当然始まるでしょうし、いろんなことが出てきますので、今よ

りはかなり所得に応じて高額な保育料にならざるを得ないのかなというような認識は持っています。ただ、まだ十分に検討していない段階でありますので、今はあくまでも一般的な話しか申し上げられませんので、仮に認定こども園になった場合については、そのような形で行かざるを得ないのかなというような認識をもっているということでご理解をいただきたいというように思います。まだ、これからいろいろ研究等含めまして、町長がきのうお話ししましたように、26年4月1日の開設をめどに、これから準備を進めるということになると思いますので、そうなれば、あっという間かもしれませんが、まだちょっと時間がありますので、その間、十分に検討しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ちょっと難しく考えているわけじゃないのですが、ちょっと財政課長に聞いておきたいのですが、さっき財政状況説明があったわけですが、私ども町民からよく聞かれるのは、うちの財政状況はどうなのだということで、先ほど課長が説明したとおり、私たちもある程度にぎった感じで説明をしてあげるわけですが、この6年間の過疎、過疎対策費でさっきいろんな面で拡充して要件が満たされたわけですが、この財政的に見ますと、これもし町民に聞かれた場合、例えば今回、佐々木病院の跡地なんかは、臨時の交付金だとか、木材の補助金なんかを使ってある程度投入していますけど、この過疎計画の中で、これ今後この財政的にどう反映されていくのかとなると、今度第5次計画するのも12月に実施計画をつくっていますけど、前からも財政計画をある程度示してくれと、自主・自立のときのシミュレーションからはもう大分変わっているから、新たに財政計画をきちっと立てて、そしてこの中に過疎の部分がどういうふうに入ってくるかとか、そういう面もきちっと見定めるような計画書があれば私たちも、ああこの部分でこれだけ過疎債というのがこれだけ適用されて、うちの財政力に反映されているのかということ、そういう一つの目安となるものですから、私は課長にもそういうことを言っているわけですが、

財政的にはどういうふうに説明していけばいいのか、簡単でいいですからちょっと教えてほしいです。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 基本的に、一般的に1事業をやる場合におきまして、これは地方財政法に基づきまして有利な財源をどうやって求めるかといったところが、原則、財政の基本になるというふうに思います。よって、制度事業あるものについては制度事業を活用しながら、その補助裏について、特に、過疎市町村においては、美幌と違う事例といたしましては、美幌町は過疎地域ではありませんので、そういった有利な起債をやって一般財源をなるべく少なくすると、簡単に言えば歳入財源の確保みたいなのところも一つにはございます。そういう状況の中で、過疎債というのは普通交付税に当然公債費償還分として算定をされますので、そういったその有利な起債を適用したいというのが財政運営の一つの大きな柱でございます。しかしながら、ここに73億ぐらいの事業費ということで計上しておりますけれども、これは例えば6年間でやるとしても1年間11億、12億の世界になりますから、そこら辺は、いっぺんぱんにそこができるという状況にはならないと、私自身は考えておきまして、どうやって選択して集中をするかと、いかにその優先順位を定めるかというようなところが一つのポイントになろうかなと思います。そういう優先順位をつけた中での実施計画といったものについて今策定を急いでおりますので、12月の委員会等々にお示しをできるというふうに思っておりますけれども、基本的には、この10年間の前期計画、あるいは後期計画という部分の中で、見通しを立てながら進めたいというふうに思っておりますけれども、だからといって、その実行計画といったものが、必ずしもそこをその実行をしていくという計画の代物ではなくて、一般的に指針としてこういう財政と車の両輪と計画とはありますので、例えば計画したとしても、そのときによっては国の動向が変わったり、白馬議員も御承知のとおり津別町は自主財源が非常に乏しい町でありますので、国の動向が変われば大きく変化をすると、よって、当然実行計画自体も見直しをしなければならぬという代物の性格になろうかなというふうに思っておりますので、この部分についてご理解をいただきたいなというふうには考えております。

よって、特に一般的にいろいろとその起債の種類はあるのですが、特に、う

ちの町としては、これからの財政運営のポイントとしては、普通交付税の算定が少ないものの起債については極力避けたい。よって、大きい起債の有利な起債をもしか活用するのであれば、過疎債みたいなものを活用したいというふうを考えているところでもありますので、その辺についてご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 68 号 平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第 68 号 平成 22 年度一般会計補正予算（第 3 号）につきまして説明をいたします。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1 億 5,092 万 1,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 49 億 7,319 万 1,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げまし

たとおりでございます。

それでは、歳出の主なものをご説明いたしますので、8ページから9ページをお開きいただきたいと思います。総務費、総務管理費、一般管理費、総務管理経費は、緊急雇用創出事業を活用し、情報公開法公文書等の管理に関する法律の対応により、公文書整備のため新規雇用失業者2名を直接町が雇用する経費といたしまして、237万5,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、広報費、広報活動経費、13節委託料は、緊急雇用創出推進事業を活用し、紙ベースで保存をしていました広報誌をPDFにデータ化するために新規雇用失業者の1名採用の経費といたしまして81万4,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、財産管理費、町有建物等維持管理経費は、11ページ上段にわたり提案させていただいているところでございますが、4節共済費、7節賃金、19節負担金、非常勤公務災害は、緊急雇用創出推進事業を活用し、新公会計制度導入に備え公共資産管理台帳の整備をするため、新規雇用失業者1名を直接町が雇用する経費。それと、12節役務費、13節委託料、27節公課費は、使用不能となった家電、産業廃棄物処理のための経費。19節補助金につきましては、地上デジタル放送に伴う相生テレビ共同受信施設組合からの助成要望がありましたことから、合計177万6,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、11ページ中段の町有住宅維持管理経費の11節需用費は、住宅小破修繕経費、13節委託料は、緑町町有住宅取り壊しに伴う移転委託料経費といたしまして48万円の増額補正をお願いするものであります。

次の地域振興費、企画総務費、企画調整事務経費は、多目的活動センターに係わる経費分について、次項で説明します多目的活動センター開設準備事業経費に事業区分したため9万1,000円の減額補正をお願いするものであります。次の企画開発費、森の健康館管理業務は、健康館にあります焼却炉処分に係るダイオキシン測定調査業務委託料として18万9,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、12ページから13ページをお開きいただきたいと思います。企画振興費、地域振興施設管理業務、13節委託料は、緊急雇用創出推進事業を活用し、上里町民の森散策路、相生道の駅など観光施設整備のため新規雇用失業者の3名採用の経費といたしまして315万円の増額補正をお願いするものであります。次に、地域再生チャレンジ交付金は、交付金確

定に伴い 30 万円の減額補正をお願いするものであります。次に、多目的活動センター開設準備経費は、先ほど説明いたしました企画調整事務経費から事業区分した経費と、緊急雇用創出事業を活用し、来年度オープンの多目的活動センターの開設準備といたしまして、1 名の新規失業者を採用することといたしまして合計 105 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、14 ページから 15 ページをお開きください。徴税费、税務総務費、税務事務経費は、確定申告支援システムライセンス追加分といたしまして 19 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、賦課徴収費、賦課徴収事務経費は徴税滞納処分並びに収納用務といたしまして 23 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、民生費、社会福祉、社会福祉総務費、障害者自立支援事業経費は、平成 21 年度自立支援給付費等の返還金といたしまして、804 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の社会福祉管理経費の 8 節報償費は、民生委員退任者の増により 4 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、国民健康保険事業特別会計繰出金は、財政安定化分、出産育児一時金等の増により 98 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の介護保険事業特別会計繰出金は、高額医療合算介護サービスの増により 18 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、16 ページから 17 ページをお開きください。後期高齢者医療費、後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は、療養給付費負担金確定により 202 万 9,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、子ども手当等扶助費は、国庫委託金の増により 41 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、子育て支援事業経費は、当初予算の精査によりまして 1 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、新生児誕生祝い品支給事業は、出生見込み増によりまして 8 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、衛生費、保健衛生費、予防費、栄養改善指導事業は、臨時栄養士の当初寒冷地手当予算計上精査によりまして 3 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、18 ページから 19 ページをお開きください。予防接種経費は、新型インフル

エンザワクチンが季節性に組み込まれた低所得者の軽減処置が発生したことに伴い 219 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の環境衛生費、共同墓地管理経費の 13 節委託料は、緊急雇用創出事業を活用し、墓地管理台帳作成業務のため新規雇用失業者の 3 名採用の経費といたしまして 381 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、下水道事業特別会計繰出金は、下水道管理センター用地測量業務等の経費のため 30 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、清掃費、塵芥処理費、塵芥収集経費の 13 節委託料は、緊急雇用創出推進事業を活用し、不法投棄巡回パトロール業務のため新規雇用失業者 3 名の採用の経費といたしまして 220 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の農林業費、農業費、農業委員会費、農業委員会活動経費は、主に農地法改正に伴う農地台帳システム改修のため 63 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、農業振興費、強い農業づくり事業は、新規就農者など経営体育成のための補助といたしまして 545 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、その他農業振興対策経費は、エゾシカ捕獲緊急対策といたしまして 40 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、鳥獣被害防止総合対策事業は、平成 22 年度から 24 年度までの全体整備計画のうち、シカ侵入防止柵の本年度補助金割り当て分を岩富、恩根の一部地域 6.4 キロメートルを実施するため、3,164 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、産地収益力向上支援事業は、J A つべつが事業主体の小麦高性能貯蔵施設建設のため 6,800 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、22 ページから 23 ページをお開きください。振興事業費、土地改良事業事務経費は、網走開発建設部からの指導で 13 節委託料に、換地計画指導業務に予算計上をし直し、関係予算を減額し 53 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、林業費、林業振興費、森林 J - V E R 事業経費は、環境省の森林温室ガス排出削減、クレジット制度創設のための認定調査業務といたしまして、600 万円の増額補正をお願いするものであります。次の公有林費、町有林整備事業の 11 節需用費は、ミニユンボの修繕。24 ページから 25 ページをお開きください。25 ページ上段の 13 節委託料は、町有林基幹作業道支障木、自然運動公園倒木処理のため、計 400 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、商工費、商工費、商工総務費、太陽光発電システム導入支援事業は、補助申請増を見込み 60 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、観光費、観光事業事務経費は、観光パンフレット、現在の観光パンフレットの残部数が少なくなり、今後更新も予定しているところではありますが、現在のパンフレットを一部修正し、74 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、26 ページから 27 ページをお開きいただきたいと思います。土木費、住宅費、住宅建設費、町有住宅建設事業は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で建設する本町、旭町町有住宅建設工事に係る N T T、北電柱移転費といたしまして 51 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、教育費、小学校費、学校管理費、小学校施設整備事業は、順次改修している豊永教員住宅が 1 戸分空き家となったことから、浴室の改修工事として 257 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の中学校費、学校管理費、スクールバス経費は、飛び石によるフロントガラス修繕といたしまして 8 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、教育振興費、その他中学校教育振興経費は、活汲中学校パソコン、プリンターが使用不能となったことから、購入費費用といたしまして 15 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、保健体育費、保健体育総務費、社会体育事業経費は、全道、全国のスポーツ大会派遣の増により、この節から流用したことによりまして 17 万 6,000 円の補正をお願いするものであります。次に、体育施設費、温水プール管理経費は、流水、幼児プールの F R P 修繕といたしまして 194 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは歳入にお戻りいただきたいと思います。4 ページから 5 ページをお開きください。地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税につきましては、今年度 27 億 9,831 万 5,000 円の交付額が決定され、この一部を今回補正の一般財源分といたしまして 3,669 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。これにつきましては、12 月の定例議会に最終精査をしたいというふうに考えてございます。

次に、分担金及び負担金、分担金、農林業費分担金、農業費分担金は、鹿侵入防止

柵整備事業分担金として、補助裏財源の条例に規定する受益者分担金以内の 283 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、国庫支出金、国庫補助金、農林業費国庫補助金、林業費国庫補助金は、森林 J－VER 事業者支援者補助として 300 万円の増額補正をお願いするものであります。次の農業費国庫補助金、産地収益力向上支援事業は、歳出で申しあげました J A 事業主体の麦貯蔵施設整備のための増額補正をお願いするものであります。次の商工総務費国庫補助金、太陽光発電システム導入支援事業は、細節で説明した 5 戸分に対して 27 万円の増額補正をお願いするものであります。次の国庫委託金、民生費国庫委託金、子ども手当て事務は、国の子ども手当て事務取り扱い交付金の精査によりまして 42 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の道支出金、道負担金、民生費道負担金、子ども手当て関係については、支払区分変更によるものであります。次の道補助金、総務費道補助金の地域再生チャレンジ交付金、地域づくり総合交付金は、道の交付要綱の変更に伴う名称変更と、交付金内示額により 30 万円の減額補正をお願いするものであります。次の衛生費道補助金、新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費補助金は、接種基準額 1,800 円の 4 分の 3 を見込み、81 万円の増額補正をお願いするものであります。次の農林業費道補助金の農業委員会等活動促進事業は、当初予算計上の促進事業の精査と、歳出で説明しました農地台帳システム改修実施に伴い 60 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の強い農業づくり事業は、歳出で説明しました経営体育成事業補助といたしまして増額補正をお願いするものであります。次の鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿侵入防止柵設置事業の 100 分の 55 の補助を見込み、1,740 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、6 ページから 7 ページをお開きください。7 ページ上段のエゾシカ緊急対策事業は、歳出で説明しました捕獲奨励補助として 2 分の 1 を見込み、20 万円の増額補正をお願いするものであります。次の教育費道補助金の学校・家庭・地域連携推進事業費補助金は、スクールガードリーダー補助として 3 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の労働費道補助金、緊急雇用創出事業は、歳出のおのおのの経費で説明いたしました緊急雇用対策分として 10 分の 10 といたしまして、1,447 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の諸収入、受託事業収入、農林業費受託事業収入の国営農地再編整備事業受託事業は、内示額により 10 万 2,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の雑入、雇用保険料個人負担分は、緊急雇用分、事故共済金はバスフロントガラス共済金といたしまして 11 万円の増額補正をお願いするものであります。次の地域振興事業助成金は、歳出で教育費の少年振興経費で財源内訳のみ補正を行っておりますが、船橋市、南アルプス市青少年交流事業が該当になったことから 100 万円の増額補正をお願いするものであります。

第 1 表にお戻りいただきたいと思えます。第 1 表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりとするものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

議案第 68 号 平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について質疑を許します。

1 番、乃村吉春君。

○1 番（乃村吉春君） 13 ページの多目的活動センター開設準備事業経費の中の臨時雇用の賃金があるわけですが、この賃金で雇った人が事務局長という形になっていくのかどうか。そしてまた、来年度からに向けて、そのまま引き続きになっていくのかどうか、その点についてちょっとお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 13 ページの賃金の緊急雇用創出推進事業にかかわるご質問だと、それと多目的活動センターの来年度以降の部分についての質問だというふうに思いますが、今回の賃金の部分につきましては、緊急雇用創出事業の創

出事業には、一般分と重点分野という二つの創出事業がございまして、町が直接雇用する場合においては、これは一般分としてとらえております。これについては一定程度、重点分野にしても一般分にしても町村の枠が一定程度定められておりまして、それを活用しながら臨時職員といたしますか、緊急雇用の事業を活用して臨時職員を雇用するという内容になっております。事業内容としまして、今非常にこの本センターの運営形態等、それから今後の施設の活用をめぐって運営協議会含めて議論して、明日も開催する運びになっておりますけれども、今後12月の条例に向けて、あるいは来年の4月のオープンに向けていろいろとその準備、初動期間といったものが、そうそうたる事務量が想定をされておりました、そういう部分の中で、来年の3月までに向けて臨時職員を雇用するという内容になっています。

内容につきましては、この補正予算がとおりますと10月中に公募をいたしまして、当然、緊急雇用でありますので、職安のほうに提出をしなければならないこととなりますけれども、一定程度公募をかけまして公募する方の面接を行いまして進めていきたいというふうに思いますけれども、これはあくまでも今趣旨の事務局長だとかということではなくて、一定程度臨時職員とって内容につきましては、今後備品の調達の計画、あるいはこれから年間活動計画、運営協議会を議論するそういった部分、それからそういった諸々の調査検討、それから資料の作成、あるいは内部関連課の調整、あるいは運営協議会との運営などの調整含めて臨時職員が必要であるということで計上をしているものであります。その応募して面接に当たって、今後適格者であるというふうな判断をした場合においては、来年度以降引き続き多目的活動センターの臨時職員として考えているものであります。また、事務局長というよりも、その上の一定程度リーダーシップをとる職員の部分については、別途来年4月以降に考えているところがございますので、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。よって、採用については、11月1日から来年の3月31日までというような予算計上の仕方をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、乃村吉春君。

○1番（乃村吉春君） 話はわかりましたけど、いろんな流れの中からいくと、やっぱりセンター長にならないにしても、開設準備に携わった人がそのまま続いていくと

いうことが、やっぱりいろんな意味で後の運営がスムーズに行くのかなど、そんなふうに思っておりますので、そこら辺についてあればお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 先ほど言いましたように、今議員の趣旨のご意見について、私どももそういったことをそしゃくをしながら、そういった面接に当たっては、十分にその多目的活動センターといいますか、今後運営する拠点施設の部分について、十分その面接をしながら、その方のいろんな考え方を聞きながら適格者を採用していきたいというように考えておまして、そういった部分の中で、もしか引き続き雇用ができるのであれば、そういった形の中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 何点かお伺いをしたいと思います。最初に、13 ページ上段にあります、前ページから続いてありますが、森の健康館の焼却炉、今まで置いていた焼却炉だと思っておりますが、今回の予算について委託料のダイオキシン調査のみ計上しておりますが、あの大型の焼却炉をどういうふうに処分するのか、それあたりについて予算に載っておりませんのでお伺いをしたいと思います。

次に、同じ13 ページの地域振興施設管理業務、今緊急雇用の関係で予算それぞれたくさん計上しておりますが、今回の委託料の観光施設整備というふうに説明がございましたけども、315 万のこの委託の事業の具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

次に、同じページの地域再生チャレンジ交付金事業の中で、これも同じ当初予算 302 万を確か組んでいたかと思っております。今回この再生プロジェクトの推進協議会で 30 万減額をしておりますけども、どのような事業を行ったのか、また、今後この推進協議会がどのように継続して事業を進めていくのか、基本的な考えがあればお伺いをしたいと思います。

次に、乃村議員もちょっと質問された中で、今回賃金を 11 月から雇用すると。企画財政課長の業務の内容からすると、条例事務だとか、来年のオープンに向けてかなり

な高度な事務になるのではないかとこのように考えられますが、この84万何がしを割り返すとかなり低い賃金かなど、そういうふうに考えておりますけども、それなりの雇用臨時職員を雇って、継続して来年以降もいきたいというような答弁がございましたけども、果たしてこれで、それだけの人物が来るのかどうかちょっとわかりませんが、それあたりについて、またちょっと考え方についてお聞きしたいと。この臨時職員は運営協議会の事務局になるのかちょっとわかりませんが、それあたりの関係についてお伺いをしたいと。

それから、19ページのこれも緊急雇用の関係の事業ですけども、共同墓地、これについては、津別霊園も含めて各地域にこの共同墓地がございますが、全共同墓地について、この委託業務で台帳を作成するのかお伺いをしたいと、そういうふうに思います。かつ、どのような台帳整備するのか、できれば具体的をお願いをしたいなというふうに思います。

次に、同じページの塵芥収集経費の中で、これも同じ事業でございますけども、220万不法投棄パトロールという説明がございましたけども、この広い津別の地域で、この不法投棄パトロールを委託にかけて効果があるのかどうかちょっとわかりませんが、具体的にどのような不法投棄を防ぐための委託業務にするのか、具体的にもし考えがあればお答えをいただきたいと。現在でもボランティアで不法投棄のごみを集めている方がおりますけども、いろいろ聞いてみると、なかなか日中に投げる人はいないのではないかと、多分人目につかないところで投げるという、そのもの自体をこの業務で果たしてやれるのかどうかちょっとわかりませんが、考えがあればお聞きしたいと、そういうふうに思います。

それから、23ページ、林業費の中で23ページの下段のほうに森林J-VER事業経費600万、これは2分の1補助でやられるわけでございますが、この業務の内容と効果について、どれぐらいの効果を期待できるのかどうか、そのあたりについてお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ただいま山内議員のほうからお尋ねのございました13ページ、森の健康館委託料、ダイオキシン調査18万9,000円の関係でございます。

す。この部分につきましては、森の健康館が開設されました平成5年当時からあります焼却炉でございまして、この間、そのまま平成12年ごろにダイオキシンの規制がございまして、それ以降、止めておった施設でございしますが、この場に及びまして若干遅いかもしれませんが、この焼却炉について処分をしたいというふうを考えております。本来であれば解体費も含めて計上すべきことなのでございしますが、このダイオキシンの規制につきましては、今あります焼却炉自体の下床面積というのでしょうか、火をたく面積でいきますと、0.7平米ということで、基本的には道には届出のいらぬ焼却炉ではあるのですけども、処分に当たっては、いわゆる大型焼却炉と同様な措置をなさうというのが道の指導がございまして、これに従って行いたいと考えております。ダイオキシンと、それから重金属を含めた有害物の調査ということで、今回は計上させていただいております。もし、このデータといひましようか調査の結果で、ダイオキシン類が3,000ピコグラム未満であれば問題なく、いわゆる鉄くずといひましようか、そういった解体処分をして産業廃棄物処分ということで処理してよろしいそうですが、もし3,000ピコグラムを超えるということになりますと、その取り扱いが変わりまして、そういう有害の処分の処理要綱というものがございまして、そうなりますと、また扱う業者等も違ってまいりますので、そうなるとまた処分にかかる費用が、また大きく変わってくるということから、今回につきましてはダイオキシンの調査のみでございまして、その調査結果を受けた後に、どういう処分が適切かということ判断をいたしまして、改めてまた処分、解体につきまして予算計上ということになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、緊急雇用に関しますご質問で、同じく13ページの地域振興施設管理業務委託料の部分でございまして315万円の部分でございしますが、ここの部分につきましては、今回の緊急雇用の中でも国と道がそれぞれ重点分野雇用創造事業として上げております国6分野のうちの観光分野ということで、両施設とも、これからご説明いたしますが、道の駅あいおい並びに町民の森の自然公園という部分につきましては、私ども所管してございまして、これらと関連をいたしまして、これらの環境整備をしたいという内容でございまして。先ほど申し上げましたが、財政課長のほうで説明いたしましたが、3人の人件費と、それから車両の借り上げ、燃料、原材料費と諸経費等が入

ってございます。主に、道の駅あいおいの周辺の整備、それから町民の森の周辺整備ということで、森林セラピー基地等の構想もございますので、いわゆる平成18年に取得いたしました国有林の部分につきましても、散策路ということで草刈り等の作業をしながら散策路を整備したいということでございます。メインは大きくこの二つなのでございますが、観光施設整備ということで、今皆さん町内の皆さんにやっていただいておりますが、花いっぱい運動のフラワーボックスですとか、あとワゴンというのでしょうか、あの部分が大体10月の中ぐらいに撤収をされるということで、全部で90個ほどございますが、これをいわゆるきれいにして、塗装をしてというようなこと。あるいは町並み美化といたしまして、木製看板といたしましてもかなり年数が経ってございますが、木製看板を部分的に撤去をする場所もあろうかと思っております。ただ、今回行います部分につきましては、あくまでも町並み美化ということなのでございますが、いわゆる危険だなど、いわゆる通路上にあつたりするものですから、街頭にあつたりするものですから、これはちょっと危険かなと思われる部分について撤去をしていくというようなことでございます。

また、道の駅あいおい周辺のところもそうなのですが、丸太で組んでいる看板があるのですけれども、あいおいが一番多いのですけれども、あそこやっぱり一番の観光拠点でございますので、あそこの看板の一部の撤去、解体、それから移設して使えるものもございまして、移設をしてペンキを塗り直したりというようなことでございます。特に、メインといたしましては、先ほど申し上げました道の駅あいおいの周辺整備、それから町民の森の整備、草刈りといいたしましうか散策路の整備を考えております。

道の駅あいおいにつきましては、それ以外に、例えばインターロッキングがちょっとゆがんで前回は総務文教常任委員会でも見ていただいたところでございますが、ちょっと将来的には舗装にしようとかいろんな案もございまして、当面あそこで転倒される方がおられても大変だというようなこともありまして、インターロッキングをもう一回ちょっと全部ではございませぬけれども、一部直しまして、修復といいたしましうかそういった形でやりたいのと、あそこに寝台車とか客車がございまして、ただ、これも経年の劣化で、さびが出ていたりとかというようなことでもありますので、そこ

ら辺をさびを、やってしまえばきりがないのですけれども、ある程度見栄えをよくするのでしょうか、ペンキを塗ったり、そういった作業も含めて考えているところでございます。

また、あそこには記念植樹でいろいろ白樺とか植えてございますが、名木表がかなり朽ち果てちゃったりとか、いろいろ経年劣化によるちょっとみすぼらしいと言ったら語弊がありますけれども、そういった状況も見受けられますので、そういったあたりも含めて、あそこの鉄道公園、農村公園も含めてですけれども、道の駅あいおい周辺というふうを考えてございます。

これで今回、委託料を計上ということで、人件費並びに車両借り上げ、燃料、原材料等諸経費で委託料ということで 315 万円を計上させていただいておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、同じく中段になりますが、地域再生チャレンジ交付金、当初 302 万円、当初予算で計上してあったわけでございますが、今回、道のほうからの内示がございまして、全道的な流れだそうですが、チャレンジ交付金について、ほかの市町村も含めて一律 30 万円ちょっと減額させていただきたいというお話がございまして、今回 30 万円の減額ということになってございます。

それと、本年度の事業内容といたしましては、本プロジェクト推進協議会で 2 万円、それから観光人材育成事業で 30 万円、それから森林セラピー事業といたしまして、これは協議会部分につきましては 100 万円、それから町のほうで今回、森林セラピーの実証試験ということで 500 万円ございますので、合わせまして 600 万円。それから森林セラピー観光PR事業といたしまして 90 万円、それからイベント交流事業といたしまして 50 万円という形で計上いたしております、今回 30 万円を差し引いた部分につきましては、こういった形で整理をさせていただいております。

なお、昨年、平成 21 年度につきましては、道費、事業費 902 万円のところ道費 900 万円の交付を受けまして、一つ目にはプロジェクト推進事業ということで、協議会、協議、事業の調整を行っております。あと、観光人材育成といたしまして、「おもてなしの心の講演会」ということで実施させていただいております。あと森林セラピー事業につきましては、森林セラピーの予備調査ということですか、セラピーガイドの

養成研修会等を行っているところでございます。あと津別町の食加工品、木工品の開発ということで、大西さんによりますアートの調度品の開発、あるいは山上木工さんによりリコーダーバスの開発。あと講師を招聘いたしまして、いろいろと食品を開発しようということで森林セラピー弁当の開発ということ。あと地元の農産物を活用した加工品の検討、開発ということで、道の駅のいわゆるおやき、クマヤキですけれども、その開発。あと津別町森林セラピー観光PR事業といたしまして、オンリーワン作品のカタログ集、あるいはインターネット等を活用した広報等、それから広告代理店を交えた、いわゆるモニターツアーの実施、あとイベント交流事業といたしまして、紅葉マラソンにおける野外コンサートの実施等でございます。全事業費合わせまして902万円ということで実施をしたところでございます。なお、この事業に係りますおおよそその一般の方が参加していただいたといいたいまいしょうか、いろんなイベント等も含めての数字的には約700名ぐらいかなというふうに思っております。

これが平成21年度事業の一定の成果を土台といたしまして、先ほど申し上げましたように、平成22年度の事業を組み立てておりまして、特に、平成22年度につきましては、中心的には森林セラピー事業ということで、その森林セラピー基地認証に向けた調査、これに関連をいたしますいろんなガイドの養成等につきまして、今後進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 大きく2点のご質問だったというように思います。まず、今回採用された方、もしか採用されるということになりますと、運営協議会の事務局となるのかというご質問でございますけれども、当然ながら運営協議会とは連携は進めていかなければならないというふうに考えています。しかしながら、町の直接の臨時職員として雇用をして、先ほど言いましたように、いろんな町の事例調査、あるいは資料作成、それから内部の打ち合わせをやったり、あるいは運営協議会の運営及び形態について、要するに、私どもの職員と一緒に参画をしていただきたいという職員を採用したいというふうに考えておりまして、そういう趣旨に基づきまして職員を雇用するのだという格好であります。

それと、こういう条件の中で、この程度の賃金でそういったことを、そういう人が

採用できるのかというようなお話だったというふうに思いますけれども、条件といたしましては、あくまでもこの緊急雇用創出事業で行う事業でありますので、この賃金の基礎数値といたしましては、津別町のこの今、月額単価の13万5,600円という格好の中で、この緊急雇用創出事業に当てはめて計上をしたものでありますので、来年度以降どうなるのかという部分については、今後検討していかなければならないというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） ただいま2点ほどご質問を受けましたので、まず1点目のほうからお答えしたいと思います。

墓地管理作成業務でございますけれども、津別町で管理している墓地については11か所ありまして、台帳が紙ベースと、それと資料が古いものですから情報管理が整備されていないということで、今般この台帳整備を作成して整備していきたいと、そういうことでございまして、墓地については11か所すべて調査をしたいというふうに考えております。その中で、概要でございますけれども、今現在使用している状況の現況調査、これについては適正に管理するための基礎資料としての墓地の台帳整備ということで、出来上がった台帳についてはデータベース化して墓標と建立者との整合だとか、いろいろな面で整備していきながら情報管理のしやすい、そういうものにしたいというふうに考えております。この事業については、先に1次、2次の緊急雇用事業の中で近隣の町村もやっておりますので、その資料も見ながら一番いいような形でつくっていききたいと、そういうふうに考えているところでございます。

なお、津別の今現在11か所の中で区画については2,252区画、実際に使用しているのは1,857区画と、空いているのが568か所というふうに資料ではなっているのですが、実際に現地をあたっていないので、この辺も含めて現地との突合をしたいと、そういうふうに考えているところでございます。

続きまして、不法投棄巡回パトロール業務ということで、町内の公共用地については、従来より不法投棄の監視が行き届かず、ごみの不法投棄が繰り返えされている状況が続き、環境の悪化を招いているということで、今般、この事業を活用しまして、一定期間公共用地の不法投棄監視を行うとともに、不法投棄物を撤去することで本町

の環境や景観の保全を図るといふような目的でやりたいといふふうに考えております。

この中で、町道それから林道、その沿線上を主体としまして3人の方に現地を調査していただいて、その中で不法投棄が出れば、それを持って来て処理するといふような形にしたいと思っております。その中で、一番ごみが集まりやすいといふような形になるような場所については、啓蒙の看板だとか、そういう措置をしていくと。また、津別町の5万分の図面に調査した区域を入れながら、一番ごみが不法投棄、投げられた場所、そういうところを把握しながら今後の重点地域といふような形にしたいといふふうに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ご質問のありました森林J-VER制度の内容と効果ということでございます。

まず、制度の内容でございますけれども、現在の異常気象に見られます地球温暖化の防止ということを目的としまして、京都議定書のほうで日本の国としまして、1990年比で6%の二酸化炭素の削減を義務づけを負ったということでもあります。この6%の削減のうち3.8%につきましては、森林の二酸化炭素吸収活動により削減をすると、そういうような計画でございます。この森林J-VERといひますのは、この二酸化炭素を削減するために、本来、経済活動として企業が行っていて、企業が活動を行った結果として二酸化炭素が排出されると、その排出される二酸化炭素を削減するということとあわせて、今言いました森林を整備することによって、その森林が吸収する二酸化炭素というものを利用して削減をしていくと、こういう二つの方法があるわけですので、その森林を計画的に、また効果的に整備することによって、その削減をする二酸化炭素の量を、これをクレジットとして売り買いをする、そういうような制度が今般創設されたものでございます。

町としましては、この森林を整備するといふ、そのプロジェクトに申請をしようとするもので、今回の補正を計上しているということでもあります。この森林の整備ですけれども、これにつきましては、森林法の森林計画の対象の森林であること、そして間伐等については、施業計画に基づいた計画的な施行であることといふような決まりがございまして、今般申請いたしますと2007年度以降の間伐の事業を行った森林が対

象になると、そういうような事業でございます。この制度の申請にあたりましては、先ほど言いました森林経営プロジェクトというプロジェクトの計画書を作成するわけでございますけれども、その計画書の作成に当たりましては、施業を行いました小班ごとに面積ですとか、あるいは生えている樹種の構成ですとか、そういったものを細かく調査をいたしまして、それで、その調査結果に基づいて計画書を作成するということと、その作成した計画書が果たして妥当なものであるかというような検証ですとか、あるいは、その検証をした計画書が、国が定める第三者機関のほうで適正に認証を受けるための、そういう検討の業務ですとか、いろいろ業務があるわけですが、そこを一括委託をするという形で、今回 600 万の補正をお願いするものであります。

このクレジットについてですけれども、これ要は、津別町としましては、例えば5年間で6,000 トンのCO₂を削減できるよと、そういうような形になったとすれば、その6,000 トンを企業が、じゃあ私のところでその6,000 トンを買いたいというような形になったときに初めて売買が成立をするという形になりますけれども、それについては、今後認証を受けた以降に広く国内の中で、そういったクレジットの購入をするという企業を探していくという形になりますし、北海道のほうでも、売る側と買う側とのマッチングといいますか、そういう機会を今後つくっていくというような計画があるようなこともちょっと聞いておりますけれども、今回のこの補正につきましては、その制度に申請をするという経費のみ計上させていただいていると。それについての補助といいますか、ということで 300 万歳入のほうにも計上させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） お答えをいただいたところでございますが、最初の森の健康館の焼却炉については、説明のとおり恐らくダイオキシンの云々で処分のほうがかわるということもあって予算に載せないということは、これについてはわかります。ただ、健康館のほうはごみ処理をどういうふうに行っているのか、その点についてもしわかればお伺いをしたい。あの距離をこちらから運びに行っているのか、自主搬出で

処分しているのかちょっとわかりませんが、その点についてわかればお伺いしたい。

それから、2番目の地域振興施設整備管理業務の中で、相生と上里の町民の森の整備だというふうに聞いたところです。それなりの整備をする委託業務、これについては町内業者なのか、どういう業者に委託をかけるのか、そのあたり、もし考え方があればお伺いしたいのと、人件費のほか消耗品も含んだ中の委託料になるのか、ちょっと説明があったのですが、お聞きしたいと。

それから、こういうふうに整備するのはいいのですが、森の健康館含めて行政側のPRが少し消極的であるなど、そういうふうに今回のランプの宿についても、ランプの宿も何か町民に対してPR不足ではないかなと、そういうふうに今感じるところです。町も責任重大なところがありますので、やはり行政側もそれなりのこの整備するのはいいのですが、きちっとしたPR含めた考え方で進めなければ、民間業者にだけ任せるといふことにはならないのではないかなと、そういうことについて、ちょっと考えがあれば聞きたいなど、そういうふうに思います。

それから、多目的活動センターの関係について、相当行政にある程度仕事に携わったような人でないとできないような内容の臨時職員の業務かなと、そういうふうに感じるのですが、果たして先ほど言ったとおり、ふさわしい人が見つかるのかどうかわかりませんが、引き続き来年以降も雇っていききたいと、そういうふうにちょっとお答えをいただいたので、再度、そのあたりについて確認をしたいなというふうに思います。

それから、共同墓地の説明いただいたところなのですが、例で挙げれば津別霊園が約400ぐらい不在地主なのか、まだ未利用なのかちょっとわかりませんが、調査後、不在地主、又は確認をとれない場合の対応についてどうしようにするのか、またそこを貸し付けをするのか、そのあたりの考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、不法投棄のパトロールでございますが、町道、林道含めた幅広いパトロール含めて、もし投げてあったら撤去をするということでお答えがあったわけですが、投げられる地域というのは、場所は大体特定されているのかなという

ふうを考えられますけども、もう少し注意をする看板の関係について、ある程度立っ
てはいますけども、来年のデジタル化になるとテレビが投げられるという懸念が全国
的に言われておりますけども、その対処法を家庭に対してその啓蒙についてもやは
りすべきじゃないかなと、そういうふうを考えているところです。これについても業
者はどのような業者を考えているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、林業費の地球温暖化の関係につきまして、それぞれ説明がございました
けども、この森林整備プロジェクト、計画書を作成して検証をしながら認証を受ける
ということの流れのようなわけですけども、この森林整備プロジェクトは、全町の森
林について考えているのか、そのあたりについて国有林、道有林、民有林、それから
町有林含めたもので作成していくのか、そのあたりについてお伺いをしたいというふ
うに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） お尋ねのございました13ページの森の健康館ダイ
オキシソ調査関係につきましては、先ほどの説明のとおりでございます、いわゆる
基準値によって変わるということでございます。また、処理方法が変わるというこ
とでございます。また、一般のと言いましょうか、ごみの処理方法ということでお尋ね
がございましたが、私ども聞いておりますのは、すべて自主的に搬出をしていると。
生ごみ、あるいは資源ごみ、今町のほうで指示をしています区分に従いまして、それ
ぞれ自主搬出をしているというふうに聞いております。なお、ランプの宿のPRと言
いましょうか、そこが不足しているということのご指摘でございますので、それらに
つきましては受け止めさせていただきまして、改めて、またランプの宿のほうと含め
てお話をさせていただければと考えております。

続きまして13ページ、地域振興の施設管理業務、委託料、緊急雇用の件でございま
すが、委託費の事業の構成でございまして、まず人件費、これは3人分の賃金という
ことでございます。それにあわせての共済費、それから、あと借上料といたしま
して車両の借り上げ等を算定してございます。それに伴いまして燃料代、それから作
業に伴います消耗品類ですとか、あるいは修復に係る原材料等の部分の予算を計上し
てございまして、総額315万円、もちろん税込みという積算の内容となっております

す。今回、ほかの緊急雇用でもそうでございますが、いわゆる委託事業とする部分につきましては、人件費のみの計上であれば賃金等で計上するわけでございますが、それ以外の例えば原材料費、あるいは借上料等が事業の実施に伴って必要な部分については、その部分については委託事業という区分けをされておりまして、そういった関係もございまして、委託料で計上をさせていただいております。なお、委託先でございますが、当町の財務規則に基づきまして実施可能な業者ということで選定をした上で、入札執行してまいりたいというふうに考えております。道の要綱では、当然のことながら北海道という大きなくくりでございますが、私ども津別町ということでございますので、町内業者においてできるのではないかとというふうに考えておりますので、その点も考慮した上で進めさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） ちょっと今の参事の答弁を含めて補強をさせていただきたいと思っておりますけれども、緊急雇用創出事業の部分につきましては、基本的に賃金だけではなくて、いろんな経費に係る場合も想定をされます。例えば重機借り上げがあったり、あるいは違う賃金以外の経費について、これ総体の総事業費の中で2分の1以上の人件費が占められた場合において、この緊急雇用創出事業に当てはまるという要件になっておりますので、そういったことで、特に、委託事業においては、そういったお金も経費も入っているのだということでご理解をいただきたいと思います。先ほども、例えば、先ほど住民生活課長からあった墓地台帳の作成業務にしても、それから広報業務にしても、PDF化ということで機械だとかが必要になってきますので、そういったところも含めて、賃金のみということではないということでご理解をいただきたいと思います。特に、総務管理経費の直接町が雇用する部分、それから今回の多目的活動センターみたいなものについては、これは賃金に関する諸費についての補正予算ということにとらえていただきたいと思います。

そこで、多目的活動センターの関係についてですけれども、先ほど言いましたように、私ども適任というふうに認められれば、そういう格好の中で引き続き来年度以降、労働条件のひよっとすると変更は考えられますけれども、今回は多目的開設に向けた準

備経費としての緊急雇用創出というふうにとらえておりますので、そういう部分の中で役場の臨時職員の体系に沿って、今年度の3月31日までについては支払うということで計上させていただいていることについてご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） 墓地の関係でございますけども、うちのほうの台帳に記載、搭載されている資料によりますと、古いところで昭和の3年に許可しているというような書類もございまして、実際、代もかわっているものですから、その方が実際どこにいるかということも今うちでわからない部分もあるものですから、この事業を入れたという経過がございまして、墓地と建立者というふうな形で書いてありますので、その辺を調査しながら、その辺の流れの中で調べていきながらやって行きたいと。万が一、確認がとれなかったらどうするかというご質問もありましたけども、その方が確認がとれなくてもその方については、その年度に許可は与えていますので、うちはそこを別な人に貸すということとはございません。

それと、不法投棄の関係でございますけども、議員おっしゃられましたとおり、テレビの関係、私どもも一番来年に向けて心配しているところでございますけども、この不法投棄については、今警察のほうも刑事事件としてすぐに対応してくれるような形になっておりますので、今の段階からこの調査においてわかった特定の場所、そういうものを踏まえながら不法投棄の啓発に努めて行きたいということと、それと家庭への啓蒙ということで、これ環境衛生推進協議会の中でもこういうことをいろいろごみ新聞だとか、そういうやつに載せていこうと、そういう計画もしておりますので、町と協議会と一緒にしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。それと業者については、地元の業者というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） このプロジェクトの対象となる森林でございますけども、これについては町有林を対象として考えてございます。それと、先ほど歳入のほうで300万という話をいたしましたけども、たまたま歳出600万で歳入300万とい

うことで2分の1なのですけども、これは2分の1ということではなくて、先ほど説明いたしました委託については3種類ありますけども、それぞれに上限100万円ずつの補助ということになってございますので、委託業務3種類ありますので300万という形になります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 再度ちょっとお聞きしたいと思います。先ほど森の健康館を含めて町、業者含めて、やはりもう少し積極的に利用に向けてのPRについてお尋ねしたのですが、町長はどのように考えているのか、このあたりお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

それから、最後の林業費の町有林だけというふうにお聞きしたわけですけども、他町村では民有林の森林組合含めて活動をしているわけですけども、町として民有林について、どのようにこの関係について指導しているのかわかりませんが、この町有林だけで地球温暖化の問題の解決は微々たるものだというふうに、町全体の森林面積からすると考えられるわけですけども、民有林と連携してやれないのかどうか、ちょっと再度お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 森の健康館のちょっとお話が出ました。町長のほうから補足があれば後ほどということになるかと思っておりますけども、私のほうが企画のほうと中心としながら、この間、話をできておりますので若干の状況をお話をさせていただきたいというぐあいに思います。

先の二つの委員会との中で、利用状況については報告をさせていただきました。7月なりに、それから8月なりの利用状況が12か月続けば、これは目的含めて当初計画をした数字はクリアをしていくということになってくるのですけども、一番最盛期の状況でああいう状況というようなことでございますから、特に、アンビックス社のほうとお話をさせていただいている中では、10月までは一定のことは可能かなと。ただ、雪が来た11月以降、この冬季間がどうなるのかということに対しては、相当シビアな部分等を含めて持ってきているところでございます。

これは7月から、7、8、9と定型的に毎月1回支配人側等含めて私どものほうで協議の場を持たせていただいております。その中ではどういう方法でどのようにしていくのか。それから私どものほうとしてもお手伝いできるものだとか、どういう形があるのか、それからアンビックス社のほうとして、これからどうしていくのか、これらを含めて意見交換の場を今持っているところではございます。そういう中で、21日だったでしょうか、今月の分については行いました。その中で、当初の段階で毎月一つイベント等を含めて持っていくというような考え方もアンビックス社のほうから示されておりましたけれども、できていない部分が結構多いというようなことについては、率直支配人も認めているところではございます。ただ、それはやっぱりできていない中というのは、非常に人もまた手薄というような状況も含めてあるということも事実のようではございまして、なかなか手が回りきれていないというようなことで言っておりました。そういうことについて、これから徐々に少しでも改善できる方法だとかというようなことも今話がされてはいるところではございます。ただ、始まってまだちょうど半年間というようなことで、1年が経過していないというような中では、支配人自体も津別に1年間住んだことが全くないということで、どういう状況でどうなっていくのかというのが、今まで本当に無我夢中でやってきているというような、言い方を借りれば、ほとんど睡眠不足になるような状況の中でとりあえず頑張ってはきたのだということでございますけれども、何とかこの3年間の中では、軌道に乗っていただけるような形で整理はしたいというお話等も今していただいているところではございます。そういう面で非常に課題等も含めてありますけれども、それらの部分についてはもう一度、例えば私どものほうも9月の21日の段階でも、10月の20日に今予定をされていますけれども、そういう中で具体策だとか、そういうものについて今後の考え方等について、アンビックス側のほうでも考え方をまとめるものはまとめていただいて、次につながる対策等を含めながらそれぞれ考えていきたいと思いますというようなお話を今させてはいただいているところではございます。

ただ、総体的には食事の面だとか、それからレストランの関係ですとか、こういうやつも非常にメニューを考えながら少しずつふやしているという部分がございます。これは間違いなくそういう状況にもなっています。そして一般的な宿泊の部分も

実は、21年、22年ということで、国のほうから配分が来ています、各市町村に。これ津別町には1,809万4,000円、一般分として、この約1,800万のお金が津別町で使えますよという配分されたお金があるのです。これ支庁というか振興局に来るわけですがけれども、もう一つは、重点分野ということで、津別町の枠はプラス1,000万円ということで、約二つ合わせて2,800万円の枠がある。何もしなければそのままもらうことはできないということなのです。これは去年360万ほど一般分で使っているのですがけれども、残り一般分がいけば1,400万ちょっとが津別町の分に残っていて、22年度は当初予算で組んでいなかったのです。ですから何もしなければこれが消えていくという格好で、さらにプラス1,000万が重点分野として廃棄されているということで、これ新聞でも高橋はるみ知事が北海道として受けた分が皆さん緊急雇用で使わないで、使わなければ国に戻していきますので、なんてもったいないことをするのだろうというような新聞記事を読まれたかと思いますが、そういったことだとか、支庁からもぜひこういうこともあるのでということで、積極的に使っているところは使っていますけれども、町のほうとして、これはやはりもったいないということで、私のほうからも考えられること、もう1回それぞれの課で検討してもらえないかということで、例えばということで幾つか私のほうからも提案をしたのですがけれども、そうやって出てきたのが、今いろいろ出てきているものの内容なわけです。

これは、ハローワークに登録して、そこから緊急雇用ですから募集をして採用していったり、あるいは会社に頼むだとか、公社に頼むだとか、そういう形になりますけれども、さっき斉藤課長が言いましたように、半分以上人件費を一つの事業で占めていないとダメですよと、緊急雇用ですからそうですね。そういう内容になっていて、であれば、今までなかなか人の手を加えなければ、人の手によらなければ整理できなかったことというのはたくさんありまして、例えば文書整理なんかもそうですし、いろいろありまして、それをこの機会にうまく使ってやろうということですから、それからいったんこれで整理できれば、先ほどの共同墓地もそうですし、塵芥収集もその事業で、場所だとか、あるいはいろんなものがわかれば、今度はそれをベースにして次の手が打てるような格好になりますので、その下地を今回できるということで、町としては非常にありがたいお金だなというふうに思っているわけです。これまた、来

年も繰り越される部分がありますので、それも使って、次の何とか多目的センターの部分の人件費にも充てていることも一つの方法になるでしょうし、またこのほかに雇用、雇用、雇用ということでは、プラスしてまた出てくるような流れになっていますので、ですからこちらのほうとしては、次のこまというのをいつも用意しておくとか考えておかなくちやならないというふうな今様子になっているということで、そういう意味で今回緊急雇用、いろいろ計画立てて提案をしてきましたということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで今度はランプの宿のほうに話がいったのですけれども、これは副町長、毎月いっぺん支配人と話し合いを持ったりしています。私も時々風呂に入りに行つて、必ず晩御飯は向こうで食つて来るのですけれども、さっき副町長が言ひましたように、メニューもちょっと高めのやつもふえてきたりとか、9月からはまた食事の内容が變つたり、いろいろ努力をしています。また、社員教育にも一生懸命やつていまして、皆さん風呂に入つてるとき気づかれたこともあるかと思ひますけれども、スリッパで脱衣所に上がつていくときに、今まででしたら脱ぎっ放しで、散らかしっ放しだったのですけれども、時々やつて来て整えさせていると。それは何度やつてもそうなるのですけれども、何度やつても、やつているうちにお客さんが、これはまずいなつて気づいてもらうまできちんとスリッパをそろえていこうということで、高校生で入つてきた子たちを中心に社員教育を一生懸命やつているというようなことも聞いています。そんなことで、そこはそこで一生懸命努力をしていますので、町としてもできることはしていきなつたいなつというふうに思つていますけれども、実は、別なところからいろいろバスを出したりとか、補助券といひますか割引券を出したり、いろいろしていますけれども、ああいうことを私どもにもしてもらえないのでしょうかということが、町の業者の方からもちょっとお会ひしたいということで、近々来るお話もきていますけれども、そういうことで、一方的に森の健康館にずっと町がてこ入れをしていくと、また町内の業者から見ると、やっぱりどうしてうちにはそういう支援はないのだろうというようなことが当然出てきますので、そういうお話もしに来たいと言つていますので、そういうバランスというものも、ちょっと私も頭に入れながら対応していきなつたいなつというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時 6分

再開 午後2時 20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

引き続き質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 2点質問したいというふうに思います。

まず1点目、13ページの多目的センターの絡みでございますけれども、この施設についてはいろいろ紆余曲折は経ながら、担当の人は大変苦勞もしながら開設準備までこぎつけたかなというふうな思いでおります。そこで、町民説明の参考として関連をちょっと確認をいたしたいというふうに思います。まず1点目、本体施設の運営の収支780万程度ということで説明を受けましたけど、一かまどを構える関係では、何か私はまだ把握が甘いように思うのですけども、この程度で押さえていいのかどうか、念のため確認をしておきます。プラスマイナスがあるとしたらどの程度ぐらいなのか、思いがあれば聞かせていただきたいと思います。

それと2点目としまして、先行きの話になるのですけども、施設利用が一番の基本になるわけですけども、全体を網羅した利用計画は、先にも話もしてましたけど、まだ示されておられません。それで対象団体との話や何かもあると思うのですけども、協議でどこまで詰まっているのか、そして全体的なものをいつ示せるのか、この2点について伺いたいと思います。

次に、21ページになりますけども、鳥獣有害駆除の関係で、これは現状確認のため伺いたいと思います。私も以前、鹿柵事業等に携わったわけですけども、ここずっと新聞紙上を見ていると、10年前からいろいろ、いろんな対策やっけてきているわけですけども、道東各所でもいろんな対策をやってますけども、シカは一向に減っていないというふうに新聞紙上からは見受けられるような気がします。それで、道や振興局の動きが、何か対策が何か後手後手といえますか、目に見えないといえますか、その

辺の動きが現状でどういうふうになっているのか、知り得ている範囲内で伺いたいと思います。

それともう一つは、このような被害については、やはり地元市町村は特に痛みがわかるというふうなことがあると思いますので、町としても管内的にも道や振興局にお願いもしていると思うのですが、どのような対応をされているか、強く抜本策等について、しなけりゃたちごっこという形で思うのですが、その辺の動きについてもわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 多目的活動センターの収支計画の見直し、それから利用計画、全体計画がいつ示されるのかと。それと町づくり懇談会含めて、どういう内容で行われるのかというような話だったというように思います。

まず、まちづくり懇談会の関係につきましては、基本的にこの施設の概要ですとか内容、それから使用目的、そういったところを基本にして資料をつくって、町民の皆さんに多く活用していただく、利用していただくという方向性のご意見をいただくというような前提で、まちづくり懇談会のときに意見交換をしたいというふうに考えているところでございます。

それから、収支計画の見直しですけれども、先般、委員会のために谷川議員のほうから歳出予算を783万5,000円程度と、これについては前回の委員会の際にもいろいろご意見がございまして、職員については常時2名体制という部分については考えますけれども、これは開館時間等の絡みで、当然ながら一定程度、当然イベントで活用するときの時間ですとか、平常時の部分ですとか、その部分は違ってくると思いますけれども、それについては当然ながら今どこでもやっております町民会館、中央公民館でもやっております職員がいなくなった場合の振興公社含めての委託の状況、そういったところも含めて新たな積算対応を考えておりまして、そういったところが確定次第、また委員会の皆さんにご協議を申し上げたいというふうに考えているところでございます。よって、783万5,000円よりも当然ながらふえるというふうに想定をいただければというふうには考えております。

それから、利用計画、当然全体計画含めてございますけれども、明日もそのまちづ

くりセンター運営協議会第4回目の会議を開くわけでありませけれども、協議事項といたしましては、委員会にもいろいろとご議論いただきました設置条例等々の部分について再度確認を、あるいは協議をする。一番大きなところでカフェコーナー、ミニショップの運営の方向について、これについては一定、結論を出していきたいなというふうに考えております。その部分の中では、一つは、町が直接ミニショップ、カフェコーナーの公募をする方法と、それから運営協議会が事業として行う方法と、何通りかの方法はございますけれども、そういう方向性について協議を進めていきたいと思ひます。

それともう一つ、一番の視点であります要するに利用形態の問題、あるいは利用計画の問題、これについては、先般の運営協議会の中でも議論があったわけでありませけれども、明日の会議を経て、まちづくりセンター運営協議会が主体となって、想定をされる団体の皆さんとの意見交換といったもについて進めていきたいというふうに思っております。そういう方向性の中で、どういう最低限の備品が必要なのか、そういったところも含めて協議が進められるというふうに思ひます。それともう1点は、まちづくりセンター運営協議会が主たる事業として行う平成23年度の事業計画の方向性についても、これも協議をする格好になると思ひます。私どもの考え方としては、当面やっぱりまちづくりセンター運営協議会が運営する主体になりますので、管理は町でありますけれども、運営する主体でありますので、例えば来年度の何回もお話をしました木造公共施設整備事業の補助事業の一つの効果測定における1万1,700人の利用者の方向性を考えたときに、一つはイベントの創設であったり、そういったところも含めて来年度の事業計画の方向性について協議を進めていきたいと思ひますけれども、これについては、そういったところがまとも次第、また所管の委員会の中で報告をしながら、また皆さんのご意見をいただいて豊富化をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） ただいま質問のありましたエゾシカによります有害駆除の対策関係でございます。北海道的にどういふ対応がとられているのかというまず質

問があったかと思えますけれども、道のほうとしても、今回、新たにエゾシカの緊急対策事業というのを設置いたしまして、今回ちょっと補正をさせていただきました40万の関係なのですけれども、ここの前段この事業の内容、ちょっと概略を説明させていただきますけれども、これにつきましては、当初予算で各市町村が駆除頭数を設定しております。それをさらに上積みする分につきましては、町村の経費の分を2分の1補助しますという内容であります。津別町におきましては、当初予算580頭の駆除頭数を計画して、予算計上を實際させていただいております。実際に、これ580頭を超えるのかどうかというところは定かではないのですけれども、今回100頭上積みという形で道のほうに申請をいたしまして、現在、1頭4,000円の駆除費を交付しておりますので、40万円の支出の2分の1の20万円の収入という形で見させていただきました。ただ現実問題、当初予算計上して580頭を超えるのかどうかというところについては、これは実績でございますので、何とも言いがたいところではありますけれども、超えた場合については100頭までの分については2分の1の補助があたるということで、道のほうもこういう対策を独自でとっているところではあります。

さらには、道のほうとしては食肉の利用をある程度前面に出して実施しているようではありますけれども、地元といいますか被害が一番多い我が町にとっては、食肉の対策よりも、やはり駆除に対する支援策が必要ではないかというふうに考えております。

今日の道新だったと思えますけれども、道のほうも13万4,000頭駆除をする必要があると、1年間に。道のほうとして、初めてそういう具体的な数字を示して、駆除の頭数の数字を示したというのは、ある部分一步進んだのかなというふうに思っています。その駆除に対してどういうこれから対策がとられるのかというのはあるかというふうに思いますが、今説明した緊急対策も一つの方策だろうというふうに思っています。全道的に今、鹿がこれは正確な数字では何ともあれですけれども、55万頭とも60万頭とも言われてますので、年間13万頭ずつ駆除したとしても当然また生まれてくるのもいますから、あまり減らないのではないかなというふうに思いますが、津別の対応としては、道がとっている対応について、うちが該当する部分については極力手を挙げて進めていきたいというふうに考えています。ただし、これは事業を受けるにあたって、今回負担金の分担金の条例制定で申しあげましたけれども、鳥獣害被害

防止計画を策定している市町村でなければ該当しないということがあります。今回補正いただきます鹿柵の延長につきましても、当初は、うち3年間計画で55キロということで、約1億2,000万の事業費ですけれども、22年度の要望としては約8,000万で要望を、これは国の制度ですけれども、国のほうに上げていますけれども、一次配分でゼロの配当であります。網走管内すべてゼロという形で、ちなみに斜里町は2年継続地区なのでありますけれども、一次配分でゼロと。たまたまといいますか津別町が新規地区ということもあって、ポイントが1点高いということで、追加配分で補助金ベースで1,700万ほどでついたらと。斜里町については、継続地区ということでいまだにゼロという状況です。こういった、先ほど申し上げましたように駆除が一番の対策だというふうに考えておりますので、引き続きそれらの予算の制度化ですとか、予算確保に向けて振興局含め、道のほうにも話をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） まず、多目的センターのほうですけれども、これも日々いろいろ詰めながら、何もかにも一緒に進めなきゃならない苦しさはあるというふうに思うのですけれども、我々も正確に町民には現状なんかも話も聞かれたらしなきゃならない部分もありますので、なるべく早目にこちらにも、なるべくコンクリになったような正確な資料かなにかを提示を求めていきたいというふうに思いますので、その辺は念頭に置いていただきたいなというふうに思います。

それと、シカ害駆除の関係については大枠わかりましたけれども、これ理事者段階でも管内的な取り決めやなんかもいろいろされていると思うのですけれども、そういう動きがあれば補足的にお話をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 今そんなことで進んで、最終的には12月ということをおどもはタイムリミットで考えておまして、それまでには当然ながら来年度以降の事業も全部計画として上げなければなりませんので、そこまでの前段の委員会までは、最終、コンクリートの部分についてご協議を申し上げたいというふうに思っておりますけれども、基本的にそういう運営協議会、これから住民の皆さんにどんどん、

どんだんいろんなご意見も出てくるというふうに思いますので、そういういろんな意見があった経過も私どもも大切にしながら、議会とご協議を申し上げているつもりでありますので、そこにもまた議員さんのご意見もいただきながら、よりよいものにしていきたいということだけはご了解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 先ほどの答弁で一点間違えがありましたので訂正させていただきます。3か年計画で55キロ、事業費につきまして先ほど1億2,000万というふうに話しましたが、2億6,000万の誤りです。訂正させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町村の取り組みなのですが、これも非常に話題になっていまして、どこから話せばというのはあるのですけれども、一応わかりやすいところでいきましたら、この春に釧路管内の町村長全員が高橋知事に面会を求めて、そしてシカがあまりにもふえてきているということもありまして、これはもう被害という状況を飛び越えて災害の域に達しているということで、自衛隊の出動を要請したいということで、大きくはもっといろいろあるのですけれども、そんなことで知事も非常にそういう訴えに私としても何とかしたいということで、そのあと北部方面本部、そちらのほうに要望に行ったりしているのです。

この管内も林業関係の役員、町村会の役員しているのが津別と清里と美幌とありまして、あと滝上もそうでしたか、そういうところが、各昔でいう支庁単位で全部集まりまして、札幌で町村長が集まるときに同じ日に会議が持たれまして、そこでは意思統一として皆さんでこれは災害だということで、全体的に自衛隊の出動も要請しようという確認も出て、そして一方でも、たくさん確かに加工して食べるというの、ひところから見るとかなりふえているのですけれども、もうそれでは賄いきれないということもあって、ただ、それも捨てる方法ではありませんので、食肉関連や市町村、あるいは道、それからJAだとか、そういったところが全部集まってシカ対策懇談会をつくるということで、町村長がそのとき集まったときは、代表バッターとして下川町長と、もう一人その中に入れていこうということで決めたわけなのですけれども、

自衛隊のほうで災害出動ということでシカを駆除するというのは、やっぱり自衛隊法上できませんということなのですけども、ただ、情報は伝えることはできるので、近いうちの何かやるようですねけれどもヘリコプターを飛ばして、そこそこに、どこに密集しているかという情報をすぐにハンターに知らせて、ハンターに一網打尽に駆除するという方法をとるといふようなことも言われていましたので、そういう大掛かりなことをやらなければ、なかなか減らないということもあって、かわいいけれどもちょっと駆除の方向にということで、今強力に進んでいるなという感じを受けているところです。

町も今、深田課長が言いましたように、そのハンターがとった部分に対して 100 頭分上乗せで出したりしてはいますが、もう一つは、駆除をするのはいいのですけども、死んだシカをどういうふうに処分するかというのもまた大きな課題でして、ものすごい数になってきますので、これはハンターの方がそれぞれ処分をする形になって、埋めたり、そういうことになるのですけれども、一方では、この間までは最上の焼却施設で焼却が 1 頭 1,000 円でできていたのですけれども、それが今度なくなりましたので、そういう処分する施設もやはり必要だろうなというふうに考えていまして、これも最近の新聞でも出ていましたけれども、浦河、あそこで来年の 3 月までに 3,000 万切れるぐらいの施設をつくるというふうな記事が載っていましたが、足寄にも古いけれどもあるようですし、それから白糠にもそういうものがあるということで、それといろんなところにストッカーというのでしょうか、撃ったやつを集める施設も、ゴミステーションみたなものです、そういうステーションもあちこちに置いていると、白糠でやっているというお話も聞きましたので、今度機会を見て、夏のおいだとかそういうものもどういうふうにしているのかということもありますので、町のほうもやはりもう少し、いつとは言い切れませんが、そういう処理場、そういったことも確保していく必要があるなど。それと集める場所というのができるかどうか、ちょっと研究しながら進めていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 多目的センターの関係については、これからも苦労は多いと

思いますけども、着実に進めていってもらうほうがいいかなと。要所要所でこちらにも情報はいただきたいなというふうに思います。

それと鹿柵の関係は、今町長のほうから自衛隊のお話も出ましたが、なかなか隘路もあって難しい問題だというふうなことも、我々も薄々は何となく感じるのですが、やはりこれは道あたりが本腰を出してやらないと、各市町村の自力ではほとんど無理かなというふうな形の段階まできていると思いますので、手綱をもう一回締めなおして本格的にやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ちょっと一つだけなのですが、ちょっと教育関係で申し訳ないかもしれないけど、聞いたこともあるかもしれないけども、この機会にちょっと教えてほしいのですが、今回、27 ページに小学校の教員住宅工事、これ1戸空いているところに浴室ということで、このことについてはわかりましたので、この説明でなくて、先般、私たちの委員会で総務課長から教員住宅の整備計画案が出されまして、現状と課題についてる説明を受けたわけですが、この教員住宅においても教育長と個人的に聞いたこともあるのですが、この全体的な教員住宅の実情というか事情はどうなっているのか。たまたま、これいつごろから空いて、今回直してまた入れるのだろうけど、この機会に聞いておきたいのですが、現状と課題というものを抱えているのかどうか、その辺簡潔でいいですので、教員住宅の考え方だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（房田敏彦君） それでは私のほうから現在の小中学校のそれぞれの教員住宅の現状のほうをお話をさせていただきたいと思います。

それぞれ小学校、中学校、戸数は今現在29の戸数がございます。そのうちの入居者が入居している戸数が19戸、空き家が10戸というふうな形になってございます。ちなみに津別の小中学校の教員住宅については、豊永と幸町で11戸です。本岐小学校で5戸、活汲小中学校で3戸の合わせて19戸という内訳になってございます。空き家の

率でございますが、平成 21 年度ですと 14.3%でございましたが、教員等の異動によりまして今年度につきましては、34.4%の空き家率になっております。あわせて職員住宅の改修につきましては、これまでそれぞれ教員からの要望で、要望の第一としてはバスのユニット化をしてほしいということでした。ユニット化の現状としましては、現在、ユニットバスの終了している住宅数は 11 戸ということで、29 戸に対して約 38%の住宅がユニット化しておりますが、残りはまだされていないというのが現状で、平成 21 年度から随時、今年度も 2 戸、今回補正を出していただいて今年度は 3 戸になりますけども、21 年度より随時 2 戸、3 戸なりを年度ごとに改修をしていきたいというふうに思っております。改修の中身については、ユニット化のバスとあわせて、それぞれ建設された住宅が職員住宅と同様古くなっているものもありますので、ユニットバス化とあわせて流し台のユニット化、給湯の設備工事及び各部屋の床、壁、天井の内装工事等を実施をしているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 6 番、白馬康進君。

○6 番（白馬康進君） よくわかりました。今回、聞いたというのも先般の職員住宅の関係も一応専用住宅を持たないで、新たな公共賃貸マンションのほうに移すという計画でありますけど、今の説明を聞きますと 19 戸あってユニット化していかなきゃならないということで、年次計画でやっていると思うのですが、おおよそこれも児童の減少とともに先生方の減少と同時に異動もあるし、地元になるべく先生は住んでほしいと。住宅も質のいい住宅に入れないとなかなか住んでくれないということも聞いていますから、これらも今の説明でわかりますけど、できれば私たちの所管の委員会ですから、もう少しそういう計画も全体的な耐震もそうですけど、今後の見通しをつけたもし形がきちっと整備計画が踏まえているのだったら、今、年次計画ではユニット化していますが、本当に果たしてそれだけ必要なのか、それだけのものを職員を確保するために必要なのかということも含めまして、できれば委員会に今度いつでもいいですから、そういうことをまた報告していただければありがたいなと思っています。

それから、小学校の校長住宅の関係も以前も言っていたのですが、教頭なんかは平屋で立派になっているのですが、あの校長住宅なんかも以前に、もう相当老朽化

しているという話も聞いていますけど、あの辺もどういような検討をされているのか、もし今の時点でわかればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（房田敏彦君） 質問にありました年次計画ですが、先ほどちょっと申し上げましたけども、先生方の異動によりまして戸数は必要だというふうには感じておりますが、その年度によっては今年度みたく一戸建てのところ今年度空いたということで、できるところから順次ということでは考えているのですが、毎年度の異動によってその先生方の空く戸数なり埋まる数なりが把握できないというのが現状なのですが、じゃあなくていいのかということにはなりませんので、白馬議員さんがおっしゃられたとおり、年次計画と紙ベースというか計画的なものについては、今後検討して作成してまいりたいというふうに思っております。

あと、津別小学校の校長先生の住宅ですけども、ここも建築されたのが昭和55年の建築ですから、もう30年以上経っている、古いというのが現実です。今小学校の横の奥に小・中の管理職住宅が3戸並んでいて、横に1軒分空いてございますので、教育委員会としてはそっちの空いているところに今後建てていきたいというふうに考えてございます。ただ、今の住んでいる校長先生の希望もありますので、先生が異動になるのかどうか、そういう部分を含めてそれに合わせた計画的な建てかえを考えたい。一応過疎計画の中では25年でしたでしょうか、そのように計画では計上させていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 私のほうからちょっと考え方をお話をさせていただきたいと思います。今課長のほうから現状についてお話、説明があったというふうに思います。課長のほうから転勤という部分がありまして、先生がなかなか住まないという部分もございます。実は、先生方の人事につきましては、管内4ブロックに分かれていまして網走、北見、紋別、遠軽というふうな形でございます。そして今の転勤については、そのブロック内の異動はだめだということで局が人事要綱を定めているという

こととございます。ということになれば、当然網走、遠軽、紋別というふうな方面から来る先生が多いだろうという判断をさせていただきました。それが3年前から長年勤務者の解消ということで、7年以上いる先生については、そのブロック外に異動していただくのだということで人事を進めてきているところとございます。ただ、そういう人事をやっているとしても、なかなか自宅から通勤可能な地域ということで、先生方がなかなか動いてくれないというふうな状況とございます。ただ、遠紋のほうから来る先生方については、ほとんど自宅を持っていない、あるいはまれに北見や網走に持っているという先生もいますけれども、そういう方が動いて来た場合には、津別の住宅に入っただけなのではないかということで、なるべくそちらのほうから来ていただきたいということでお願いをしていたところとございます。そういうときには、やっぱり住宅の問題が当然出てくるかなというふうに思いますので、昔のすのこを敷いて云々という住宅であれば、やっぱりせつかく津別に来て、現在既にいるのですがそういう方、美幌とか北見に住宅を借りて、津別に通ってきているというふうな状況とございましたので、極力そういうことは避けたいということがありましたので、住宅の改修をお願いをしたということとございます。50代ぐらいの先生になるとほとんど自宅を持っていますので、なかなか職員住宅に入るということは難しいのですが、三十五、六歳ぐらいでしたらまだ住宅持っていませんので、職員住宅に入っただけかなということとございます。それと先ほど今回補正に上げてございます1軒分の改修の関係とございます。この住宅につきましては、先生、女の先生なのですが、当然そうなのですが産休という形で、そのあと育児休暇等々とございますので、恐らく2年近く休まれるのかなというふうに思っています。そういうことから職員住宅を出られたということとございますので、これ急なことではちょっとないのかもしれませんが、そういう状況になりましたので途中で退去をしたということとございます。そして、それ一軒屋でございまして、ちょっと面積も大きいものですから、当然入居希望があるだろうということで、今回補正をして、空いているうちに直したほうがいだろうという判断で、今回予算に計上させていただいたところとございます。それで、職員住宅が将来何戸必要なのかというのは、先ほど課長からもありましたけれども、全くの未知数というか、学級が減るということは当然先生方も減るということ

でございます。だから、昨日の一般質問でも申し上げましたように、少人数をやるとなれば、うちにどういう影響があつて、どのぐらい先生がふえるのか、恐らく教職員も大幅採用がふえるということになれば、住宅もまたこれから必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。ただ、今までの教員住宅、非常に古いということがありまして、やはり今手をかけなかったら今後難しくなるだろうということで、順次改修をしているというところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） よくわかりました。状況も教育長から補足してもらいましたのでわかりました。ちなみに本岐と活汲も、本岐も5戸あるといっていますけど、これらは本岐は当然先生も少なくなっているのですが、住宅は本岐と活汲はどう考えているのか、ちょっとこの機会に聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 本岐については、比較的新しい住宅でございまして、改修する住宅というのはないというふうに考えています。今本岐も小学校しかございませぬので複式になってございます。欠学年がございまして、教頭先生もいないというふうな状況で、教員2名ということでございますので、今後児童数がふえてきますので、教頭先生も配置されるかなというふうには思いますけども、ここ2年ぐらいは今の現状の状況なのかなというふうに考えていますので、職員住宅については問題ないかなと。逆に豊永が古いものですから、本岐の住宅に入って津別に通って来ているという先生も現在いますので、本岐についてはそういう状況にあるということでございます。それと、活汲につきましては2戸現在空いております。ただ、これ2戸といひましても、本来まだまだあったのですが、一般財産のほうに移管しましたので、今活汲3戸あるのですが、そのうち2戸空いています。それで、ここも今空いているうちに本当は改修をしたいというふうに思っているところでございます。ただ、活汲については、これから子どもが少しずつ減っていくような状況がございまして、そうになると今年から中学校が複式になったように、当然小学校も複式なのですが、また先生が減る可能性があるということがありますので、子どもに比例して先生がふえたり

減ったりしますので、これ本当に非常に難しい判断かなというふうに思っています。ただ、校長住宅と教頭住宅、やはりここが古いものですから、これらを今後どうしていくかということも今後検討しなけりゃならないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 69 号 平成 22 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 69 号 平成 22 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。補正の理由につきましては、さきの提案理由で申し上げましたように、歳出ではシステム改修による総務一般事務経費や、新たに取り組む健康づくり事務経費の追加及び出産の増を見込んだ保険給付費並びに療養給付費等の超過額償還に伴う還付金

の追加が主な補正であり、歳入では、事業費増に伴う財政調整交付金や出産育児一時金補助金並びに財源補填などによる繰入金の追加などを主な内容とする補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,808万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億6,957万4,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらんください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、総務一般事務経費で非自発的失業者の国保税軽減分とレセプト電子化に伴うシステム改修負担金として178万5,000円の追加補正であります。項2徴税费、目1賦課徴收費につきましては、国保税徴収業務で国保税徴収などの旅費として9万2,000円の追加補正であります。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、今後の出産の増加が見込まれることから、2名分として84万円の追加補正であります。

款4、項1、目1前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者納付金で負担調整見込み額変更により、8,000円の追加補正であります。

8ページ、9ページであります。款7、項1、共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金で、前期高齢者交付金分の財政調整に伴いますマイナス交付金の国保税の支払分として239万5,000円の追加補正であります。

款8保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、健康づくり事業経費で、健康意識の向上と特定健診等の受診率の向上を図ることを目的に、国民健康保険事業助成事業の特定健診・特定保健指導未受診者対策業務に取り組むことといたしましたことから、339万3,000円の追加補正であります。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、療養給費等償還金としまして、前年度の補助金の超過額として償還金が生じたので、療養給付費等負担金超過交付金償還金で1,713万4,000、療養給付費等交付金超過交付金償還金で193万3,000円、特定健診国等負担金超過額償還金で50万1,000円のそれぞれ追加補正となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金につきましては、特別調整交付金で保健指導事業分として健康づくり事業経費の339万3,000円と、システム最適化分としてシステム改修負担金の178万5,000円の追加補正であります。同じく、目1出産育児一時金補助金につきましては、出産育児一時金補助金で歳出で追加した2名分の補助対象となる4万円に対する2分の1の2名分で、4万円の追加補正であります。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、その他一般会計繰入金としまして出産育児事務費分等で98万3,000円の追加補正、項2基金繰入金、目1国保基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金につきましては、財源調整としまして2,188万円の追加補正となります。

それでは、第1表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明をいたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理し、第1条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 70 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 70 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、さきの提案理由でもご説明いたしましたが、歳出では、高額医療合算介護サービス費の増額及び介護給付費等負担金の超過交付額償還に伴う追加の補正であり、歳入では、高額医療合算介護サービス費の増額に伴う国庫及び道支出金の増及び財源補填などによる繰入金の追加による補正であります。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 975 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,548 万 3,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをごらんいただきたいと思います。款 2 保険給付費の項 5 高額医療合算介護サービス等費におきましては、目 1 の高額医療合算介護サービス費の負担金補助及び交付金で、高額介護サービス費の増に伴い 150 万円の追加であります。

次に、款 6 諸支出金の項 1 償還金及び還付加算金におきましては、目 2 国庫支出金等償還金の償還金利子及び割引料として、国に対する前年度超過負担金交付金の返還分いたしまして、825 万円の追加をお願いするところです。なお、返還分の内訳としましては、介護給付費に係る国庫負担金が 546 万 1,836 円、道負担金が 149 万 5,843 円、地域支援事業に係る国庫負担金の返還が 63 万 6,886 円、道負担金が 10 万 2,144 円、支払基金には 55 万 3,585 円の返還内訳となります。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思います。4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 国庫支出金、項 1 の国庫負担金につきましては、目 1 介護給付費負担金で、高額介護サービス費の増に伴う国庫負担金で 30 万円の増額になります。項 2 国庫補助金につきましては、目 1 調整交付金で高額介護サービス費増に伴う調整分といたしまして 11 万 5,000 円の追加になります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金につきまして、目1介護給付費交付金で、現年度分につきましては、高額介護サービス費増額に伴う支払基金交付金として45万円、過年度分としましては、前年度の支払基金交付金の追加交付といたしまして144万8,000円の増額となります。

款5道支出金、項1道負担金につきましては、目1介護給付費負担金で高額介護サービス費の増に伴う道負担金として18万8,000円の増額です。

款7繰入金、項1一般会計繰入金については、目1介護給付費繰入金で、高額介護サービス費の増に伴う町負担分として18万8,000円の増額、項2基金繰入金につきましては、目1基金繰入金で前年度の超過負担金交付金の返還分として介護給付費準備基金繰入金から706万1,000円を繰り入れるものであります。

では、第1表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明をいたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をし、第1条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 71 号 津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 71 号 平成 22 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、下水道管理センター用地の一部を道路用地として管理するための面積の確定に要する測量業務の委託料の補正を主なものとしまして、第 1 条において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万 9,000 円を追加し、最終の予算総額を 3 億 9,460 万 9,000 円とするものです。

それでは補正の内容について歳出から説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費、目 2 処理場管理費につきましては、下水道管理センターの消火器の更新にあたり、更新される古い消火器の廃棄物処理手数料として 1 万 3,000 円を追加いたします。同じく項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費、管渠等施設整備事業（単独分）の委託料につきましては、先ほど述べました理由により測量業務の委託料として 29 万 4,000 円を補正するものです。

款 4 集落排水費、目 1 集落排水管理費、目 1 集落排水管理費につきましては、下水道管理センターの消火器更新と同様、農業集落排水の処理場の消火器の更新に係る廃棄物処理手数料として 2,000 円を追加するものです。

歳入に戻っていただき、4 ページ、5 ページをお開きください。歳入につきましては、財源としまして一般会計繰入金について 30 万 9,000 円を追加することになります。

最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分ごとに整理いたしました。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 歳出の 7 ページのほうの下水道整備費、今の説明で、下水道用地を町道用地へ移管するための測量業務と、そういうふうにお伺いしたわけですが

ども、確かこの用地については舗装がされて下水道事業で実施されたかと、そういうふうに思います。町道に移管になった場合、この補助工事でやった補助金について返還が伴うのかどうかお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 道路につきまして、補助金といいますか舗装の部分についての補助金の返還があるのかという質問だと思いますが、今確定しようとしていますのは、下水道の管理センターの区域内にある未舗装の部分です。その部分につきましては、実は、下水道管理センターの中には、し尿処理のための前処理施設、通常ミックス処理と言っていますが、その施設がありまして、その施設については、平成21年度の会計検査におきまして、厳密には下水道の施設ではないということから、下水道について目的外使用にあたるというふうな指摘がされたところでありまして、そのことを受けまして、北海道から津別町にもそういう指摘がありまして、下水道用地のし尿処理の前処理施設にて、下水道用地の目的外使用にあたるということになりまして、今目的外使用についての申請許可を上げているところです。その許可の作業の中で、今外そうと言いますか管理を移そうとしている部分については、今の処理場から明渠で処理場の放流水を流していますので、そこの明渠の管理道路として最初につくった部分でありまして、いまだ未舗装になっている部分なのですが、その用地についても、同じく過去には下水道の管理用地としてずっと使っていましたので、今もそのつもりでいたのですが、利用状況から見ても下水道の目的外使用にあたるというふうに判断されることから、今回、改めて下水道の処理場の用地の中から外して道路管理のほうに移すという、そういう考え方になりましたために、用地を確定して移すということにしたものでございます。そのために、用地確定のために測量が必要ということで、今回補正をさせていただくということで提案させていただいております。そういうことで、舗装の部分については補助金の返還というのではないかと思います。下水道用地につきましては、将来的には補助金の返還があるかと予測されます。ただ、現在のところ補助金につきましては、道と開発のほうで話し中でありまして、どの程度の補助金になるのか、あるいはいつ返還するのかというのは、まだ話し合いがつかない状況です。ですから、まだ返還時期等、今申し上げたように結論が出ていな

いというのが今の実情であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 71 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 72 号 平成 22 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 72 号 平成 22 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出のみとなっております。

それでは、3 ページをお開きください。款 1 水道事業費用、項 3 附帯事業費用、目 1 原水及び配水費の委託料については、工業用水のろ過池につきまして、雨による濁水流入量の増加や工業用水の水質の安定化によるろ過池の清掃回数の増加によりまして、53 万 4,000 円の追加となります。

続きまして4ページですが、これは平成22年度津別町上水道事業会計資金計画ですが、内容につきましては、記載のとおりですので説明は省略させていただきたいと思っております。

次のページをお開きください。5ページ、6ページですが貸借対照表となります。補正によりまして6ページの下段、下から5行目です。当年度純利益というのが書いてありますが、ここが3,888万8,000円ということに予定となっております。

1ページにお戻りください。第2条において収益的収入及び支出について、支出で53万4,000円を追加し、総費用を1億2,586万8,000円とするものであります。

2ページの平成22年度津別町上水道事業会計補正予算実施計画につきましては、ただいま説明申し上げましたものを款項区分に整理したものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時35分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

ただいまの議案第 72 号について訂正の申し出がありますので、これを許します。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま議決いただきました議案第 72 号 上水道事業会計の補正予算につきまして、私の説明に間違いがありましたので訂正させていただきたいと思います。

間違えました部分は、貸借対照表 6 ページの下から 5 段目、当年度純利益でございます。私、利益額を 3,888 万 8,000 円と説明いたしましたけれども、正しくは、727 万 2,000 円の間違えでございました。改めて訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（鹿中順一君） この件についてはご了承願います。

◎認定第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、認定第 2 号 平成 21 年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 20、認定第 10 号 平成 21 年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件は、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、認定第 2 号 平成 21 年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 20、認定第 10 号 平成 21 年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

お諮りします。

これら 9 件につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定に基づき、内容の説明は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第10号までの9件の内容の説明は省略することに決定しました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますので、御承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） ただいま上程になりました決算認定のための審査については、昨年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成をし、決算審査特別委員会を設置し、これら9件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し、動議といたします。

（「賛成」という声あり）

○議長（鹿中順一君） ただいま藤原英男君から、一般会計ほか8会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら9件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

したがって、ただいまの藤原英男君の動議を議題とします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第10号までの9件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら9件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議会議員全員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 3 時 49 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（長良英俊君） 休憩中に第 1 回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長には谷川忠雄議員、副委員長には山内彬議員が選出されましたので、ご報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎意見書案第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、意見書案第 6 号 道路の整備に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、鳥本英樹君。

○5 番（鳥本英樹君）〔登壇〕 道路の整備に関する意見書について、北海道は、全国の 22%を占める広大な面積に 179 の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取りまく課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間

の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

このような状況を踏まえ、下記の6項目について強く要請するものとします。

以上、地方自治法第99条の規定により、関係大臣に提出するものといたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ただいま上程になりました意見書についてなのですが、道路整備は必要な地域、路線は当然あると思いますけれども、しかし、福祉や医療、教育、地域産業の復興などに優先して高規格道路のネットワーク形成を求めているというふうに私は受け止めました。そのことが適切かどうか大変疑問があります。御存じのように道路特定財源は、2009年一般財源化されまして、地方道路整備臨時交付金は廃止されました。しかし、地域活力基盤創造交付金が新設され、一般財源化された道路特別財源というのは骨抜きになっている現状です。私はそれよりも、小泉構造改革のもとで切り捨てられた地域経済や生活基盤の崩壊を立て直すことのほうに使われるべきだと考えております。安心して暮らせる生活基盤、福祉や医療、医療機関の整備、充実、農林水産業の再生の拡充こそ緊急不可欠の課題となっていると感じておりますので、要請項目の中では2番、3番、6番など部分的に賛成できるところもありますけれども、慣例にならって態度を保留させていただきます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより、意見書案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程 22、意見書案第7号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） [登壇] B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書、読み上げまして提案とさせていただきたいと思います。

平成18年6月最高裁判所は、北海道内のB型肝炎患者の方々が、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射器の使い回しをした集団予防接種にあるとして国の損害賠償を求めた裁判において国の責任を認めたものであります。

その後、北海道内の多くのB型肝炎患者の方々が国に対し損害賠償を求め提訴していた裁判において、本年3月札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国は勧告を受け入れ協議に応じる方針を決定している。

よって、国においては、次の事項において速やかに実現が図られるよう強く要望するものであります。

1. B型肝炎訴訟を全面的に解決する方策を早期に示し、1日も早く和解を実現させること。
2. 肝炎患者にとって、経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備を進めること。
3. 肝炎患者に対する差別・偏見をなくすため正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先につきましては、表に書いてあります衆議院議長以下、各大臣でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより、意見書案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第9号 平成21年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これで、第7回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時00分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員